

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 7 3 6 号  
発行日 令和 5 年 1 0 月 2 日  
発行所 綾 部 市 役 所

## 目 次

### ○ 条 例

- 綾部市印鑑条例の一部改正  
(市民・国保課)・・・1
  - 綾部市UIターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(定住・地域政策課)・・・2
  - 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正  
(社会教育課)・・・3
  - 綾部市空家等対策の推進に関する条例の一部改正  
(建築課)・・・4
  - 綾部市火災予防条例の一部改正  
(消防本部予防課)・・・5
- ### ○ 規 則
- 綾部市空家等対策の推進に関する規則の一部改正  
(建築課)・・・8
  - 綾部市火災予防条例施行規則の一部改正  
(消防本部予防課)・・・9
  - 綾部市地域交流センターの管理及び運営規則の制定  
(商工労政課)・・・10
  - 綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正  
(商工労政課)・・・14
  - 綾部市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則の制定

(こども支援課)・・・15

- 綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部改正  
(文化・スポーツ振興課)・・・16
- 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正  
(職員課)・・・17

### ○ 告 示

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示  
(市民・国保課)・・・18
  - 綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付要綱の一部改正  
(保健推進課)・・・19
  - 綾部市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱の廃止  
(こども支援課)・・・20
  - 令和5年9月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領の公表  
(財政課)・・・21
  - 綾部市小規模治山事業補助金交付要綱の一部改正  
(林政課)・・・22
  - 農林漁業振興補助金交付要綱の一部改正  
(林政課)・・・23
- ### ○ 公 告
- 公共下水道舗装復旧(5-2)工事と公共下水道関連舗装復旧(5-2)工事条件付一般競争入札について  
(監理課)・・・25
  - 高津町配水管布設替工事条件付一般競争入札(取り分け方

式) について	(監理課)・・・36
・下八田町配水管布設替工事条件付一般競争入札(取り抜け方式)について	(監理課)・・・46
・栗町配水管布設替工事条件付一般競争入札(取り抜け方式)について	(監理課)・・・56
・綾部市里山交流研修センターの指定管理者の公募	(観光交流課)・・・66
・旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について	(農業委員会)・・・67
・あやべ市民バス運行業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について	(市民協働課)・・・68
・公示送達	(税務課)・・・114
・市道綾部工業団地線舗装工事条件付一般競争入札について	(監理課)・・・115
・農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化基本構想の縦覧について	(農政課)・・・125
・公示送達	(税務課)・・・126
○教育委員会規則	
・綾部市図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定	・・・127
○教育委員会告示	
・令和5年度第7回(9月)綾	

綾部市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 8 号

綾部市印鑑条例の一部を改正する条例

綾部市印鑑条例（昭和 5 0 年綾部市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「を利用して、多機能端末機（市長）」を「又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用し、多機能端末機（市の機関）」に、「に暗証番号その他必要な事項を入力することをもつて」を「を利用して」に改める。

第 1 6 条第 1 号中「とき」の次に「（前条第 3 項の規定による申請を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 6 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月26日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第29号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成23年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1 橋上町定住支援住宅の項を削る。

別表2 橋上町定住支援住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

# 条 例

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 0 号

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 1 0 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中

「

綾部第 1 放課後児童健全育成学級	綾部市上野町上野 1 2 9 番地	綾部小学校 通学区域
綾部第 2 放課後児童健全育成学級		
綾部第 3 放課後児童健全育成学級	綾部市上野町上野 1 6 8 番地	
綾部第 4 放課後児童健全育成学級		
綾部第 5 放課後児童健全育成学級		
綾部第 6 放課後児童健全育成学級		

を

」

「

綾部第 1 放課後児童健全育成学級	綾部市上野町上野 1 6 8 番地	綾部小学校 通学区域
綾部第 2 放課後児童健全育成学級		
綾部第 3 放課後児童健全育成学級		
綾部第 4 放課後児童健全育成学級		
綾部第 5 放課後児童健全育成学級		
綾部第 6 放課後児童健全育成学級		

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 1 号

綾部市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

綾部市空家等対策の推進に関する条例（平成 2 8 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）附則第 1 条本文に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 2 号

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例

綾部市火災予防条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 1 2 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第 1 4 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 1 0 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 1 4 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 1 4 条第 4 項中「第 2 項並びに本条第 1 項」を「第 1 2 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 4 5 条第 1 3 号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が 2 0 キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第 3 厨房設備の項を次のように改める。

厨	気	不 燃	開放式	組 込 型	1 4 k W 以下	1 0 0	1 5	1 5	1 5	注：機器
房	体	以 外		こんろ・			注		注	本体上
設	燃			グリル						方の側
備	料			付こん						方又は
				ろ・グ						後方の
				リドル						離隔距
				付こん						離を示

条 例

			ろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ						す。
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
不燃	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
固体燃料	不燃 以外 もの	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
	不燃 もの	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	



条 例

	使用温度が— 300℃ 以 上 800℃ 未 満 の も の	150	100	200	100
	使用温度が— 300℃ 未 満 の も の	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の綾部市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第3号の2（新条例第9条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第14条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

綾部市空家等対策の推進に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 4 号

綾部市空家等対策の推進に関する規則の一部を改正する規則

綾部市空家等対策の推進に関する規則（平成 2 8 年綾部市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「第 1 4 条第 1 項」を「第 2 2 条第 1 項」に、「限度において、当該職員又は」を「限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。

附 則

この規則は、綾部市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年綾部市条例第 3 1 号）の施行の日から施行する。

# 規 則

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 5 号

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市火災予防条例施行規則（昭和 3 7 年綾部市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 号様式中

「

全出力又は 定格容量	k W A H ・ セル
---------------	-----------------

を

」

「

全出力又は 蓄電池容量	k W k W h
----------------	--------------

に、

」

「定格容量の欄」を「蓄電池容量の欄」に、「定格容量を記入」を「蓄電池容量（定格容量）を記入」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市地域交流センターの管理及び運営規則をここに公布する。

令和5年9月26日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第46号

綾部市地域交流センターの管理及び運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年綾部市条例第19号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、綾部市地域交流センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 市長は、条例第2条に規定する設置の趣旨を基本として施設を運営しなければならない。

(受付日時)

第3条 センターでの受付日時は、火曜日から金曜日までの午前10時から午後5時までとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の受付日時を変更することができる。

(使用の予約)

第4条 綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則（令和元年綾部市規則第46号）の規定によりセンターの利用者登録をしている者は、事前に同規則に基づく使用の予約を行うことができる。

(使用許可の申請等)

第5条 センターを使用しようとする者は、使用する日の属する月の6か月前から1週間前までに綾部市地域交流センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行った者は、センターを使用する日までに使用料を納付し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第6条 市長は、前条第1項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、綾部市地域交流センター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料の還付)

第7条 市長は、条例第9条ただし書の規定により、センター使用者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料について、当該各号に掲げる額を還付することができる。

(1) 自己の責によらない理由で使用できなくなった場合 全額

(2) 使用の許可の変更を認められた場合において、既納使用料に過納金が生じた場合  
過納金の全額

(準備等に係る使用時間)

第8条 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び設備等の原状回復に要する時間を含めたものとする。

(入館の制限)

第9条 市長は、管理上必要と認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 条例、規則及び係員の指示に従うこと。

(2) 許可を受けた場所以外の場所を使用しないこと。

(3) 許可を受けた場所以外において、火気を使用しないこと。

(4) 使用が終わったときは、直ちに原状に復し、係員の点検を受けること。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第11条 条例第15条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第2条、第3条、第5条、第6条及び第9条の規定の適用については、第2条及び第3条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第1項中「(様式第1号)を市長に」とあるのは「(指定管理者が定めるもの)を指定管理者に」と、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「(様式第2号)」とあるのは「(指定管理者が定めるもの)」と、第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 条例第16条第1項の規定によりセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる場合における第7条の規定の適用については、利用料金についてこれを準用し、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年11月25日から施行する。

(施行日前における使用許可手続)

2 この規則によるセンターの使用許可手続については、施行日前においても行うことができる。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

綾部市地域交流センター使用許可申請書

綾部市

宛

申請者 住所  
氏名 (団体名)  
代表者 氏名  
責任者 住所  
氏名

予約申請番号					
申請日					
使用会館名					
使用目的					
催事名					
人数	名				
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用施設名	使用付帯設備名	数量 (時間)	使用料
					円
使 用 料 の 合 計					
施設使用料					円
付帯設備使用料					円
小 計					円
加算・減免額					円
使用料の合計					円
加算・減免理由等					

様式第 2 号 (第 6 条関係)

綾部市地域交流センター使用許可書

申請者 住所  
 氏名 (団体名)  
 代表者 氏名  
 責任者 住所  
 氏名

予約申請番号					
使用会館名					
使用目的					
催事名					
人数	名				
入場料の有無					
使用日	使用時間	使用施設名	使用付帯設備名	数量 (時間)	使用料
					円
使用料の合計					
施設使用料					円
付帯設備使用料					円
小計					円
加算・減免額					円
使用料の合計					円 (消費税率 % 円)
加算・減免理由等					

--	--

年 月 日

綾部市 印

登録番号 : T 3 0 0 0 0 2 0 2 6 2 0 3 0

## 規 則

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月26日

綾部市長 山崎善也

### 綾部市規則第47号

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則（令和元年綾部市規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

綾部市地域 交流センター	市内	団体 個人	なし	なし	利用期日の属する 月の6か月前の月 から利用期日の1 週間前まで
	市外	団体 個人	なし	なし	利用期日の属する 月の6か月前の月 から利用期日の1 週間前まで

### 附 則

この規則は、令和5年10月2日から施行する。



綾部市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年9月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第48号

綾部市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

綾部市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年綾部市条例第20号）附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市子育て交流センターの設置及び管理に関する条例の施行期日は、令和5年11月25日とする。

# 規 則

綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 9 号

綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市市民センターの管理及び運営規則（平成 3 1 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

「

使用料の合計		円
--------	--	---

を

」

「

使用料の合計		円（消費税率	%	円）
--------	--	--------	---	----

に、

」

「

綾部市 印  
を

」

「

綾部市 印  
に改める。

登録番号：T 3 0 0 0 0 2 0 2 6 2 0 3 0

附 則

この規則は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第50号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年綾部市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1事務補助員の項号給の欄中「6」を「9」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

綾部市告示第180号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和5年9月8日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和4年 4月 1日	綾0603-55001・04
令和5年 8月 1日	綾0206-31001・05
令和4年 4月 1日	綾0811-12010・07

綾部市告示第181号

綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付要綱（令和5年綾部市告示第164号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月19日

綾部市長 山崎善也

第4条中「令和5年4月28日付け健発0428第7号」を「令和2年10月23日付け健発1023第3号」に改める。

第5条第2号中「8月31日」を「9月3日」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 令和5年9月4日から同年11月5日まで

(4) 令和5年11月6日から同年12月31日まで

附 則

この告示は、令和5年9月19日から施行し、改正後の綾部市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業交付金交付要綱第5条第2号の規定は、同年8月15日から適用する。

綾部市告示第182号

綾部市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱（令和元年綾部市告示第150号）は、廃止する。

令和5年9月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 1 8 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 9 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 5 年度綾部市一般会計補正予算（第 5 号）
- 2 令和 5 年度綾部市一般会計補正予算（第 6 号）
- 3 令和 5 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 5 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 5 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 令和 5 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 令和 5 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 1 号）

綾部市告示第186号

綾部市小規模治山事業補助金交付要綱（昭和58年綾部市告示第40号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月28日

綾部市長 山崎善也

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に該当する災害又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害として指定を受ける災害に係る事業費に対する補助率は、4分の3以内とする。

第3条中「正副2通を作成し」を削る。

第9条中「正副2通を作成し」を削り、「市長に報告」を「市長に提出」に改める。

様式第1号中「氏名 印」を「氏名 」に、「1 収支予算書」を「2 収支予算書」に、「1 設計書」を「3 設計書」に、「1 位置図」を「4 位置図」に改める。

様式第4号中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「1 事業の実施箇所」を「2 事業の実施箇所」に、「1 事業の着手年月日」を「3 事業の着手年月日」に、「事業実施者名 印」を「事業実施者名 」に改める。

附 則

この告示は、令和5年9月28日から施行し、改正後の綾部市小規模治山事業補助金交付要綱の規定は、令和5年台風第7号による災害に係る補助金から適用する。



綾部市告示第 1 8 7 号

農林漁業振興補助金交付要綱（昭和 5 7 年綾部市告示第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表第 1 中

「

林道施設小規模災害復旧事業	1 0 0 , 0 0 0 円以上 4 0 0 , 0 0 0 円未満の事業費の 4 0 % 以内
---------------	---

を

「

林道施設小規模災害復旧事業	1 0 0 , 0 0 0 円以上 4 0 0 , 0 0 0 円未満の事業費の 4 0 % 以内（災害救助法施行令（昭和 2 2 年政令第 2 2 5 号）第 1 条第 1 項に該当する災害又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 5 0 号）第 2 条第 1 項の激甚災害として指定を受ける災害の場合は、1 0 0 , 0 0 0 円以上 4 0 0 , 0 0 0 円未満の事業費の 7 5 % 以内）
野生鳥獣対策施設緊急復旧支援事業（災害救助法施行令第 1 条第 1 項に該当する災害又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項の激甚災害として指定を受ける災害に係る事業で、綾部市有害鳥獣駆除対策協議会が行う緊急のものに限る。）	補助対象経費の 1 0 分の 1 0

に

改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 9 月 2 8 日から施行し、改正後の農林漁業振興補助金交付要綱の

規定は、令和5年台風第7号による災害に係る補助金から適用する。

綾部市公告第100号

下水道整備事業の公共下水道舗装復旧（5－2）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連舗装復旧（5－2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和5年9月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第505 62号   |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（5－2）工事<br>公共下水道関連舗装復旧（5－2）工事   |
| (3) 工事場所  | 綾部市青野町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要  | （舗装復旧（5－2））<br>L = 77m W = 1.65～7.0m<br>アスファルト舗装工 A = 351m <sup>2</sup><br>区画線工 L = 120m<br>（公共下水道関連）<br>L = 104.8m W = 0.6～10.1m<br>アスファルト舗装工 A = 332m <sup>2</sup><br>区画線工 L = 21m |
| (5) 予定工期  | 令和5年10月11日から<br>令和6年 2月17日まで（130日間）  |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級又はC等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で

きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年9月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,350円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年9月14日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年9月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年9月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和5年9月22日（金）から  
令和5年9月25日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和5年9月27日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和5年10月2日（月）午前9時から午後6時まで  
令和5年10月3日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は10月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年10月4日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し

た者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、公共下水道舗装復旧（5－2）工事と公共下水道関連舗装復旧（5－2）工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所



様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者			
1	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
2	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
3	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
4	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
5	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

### 2) 主任技術者

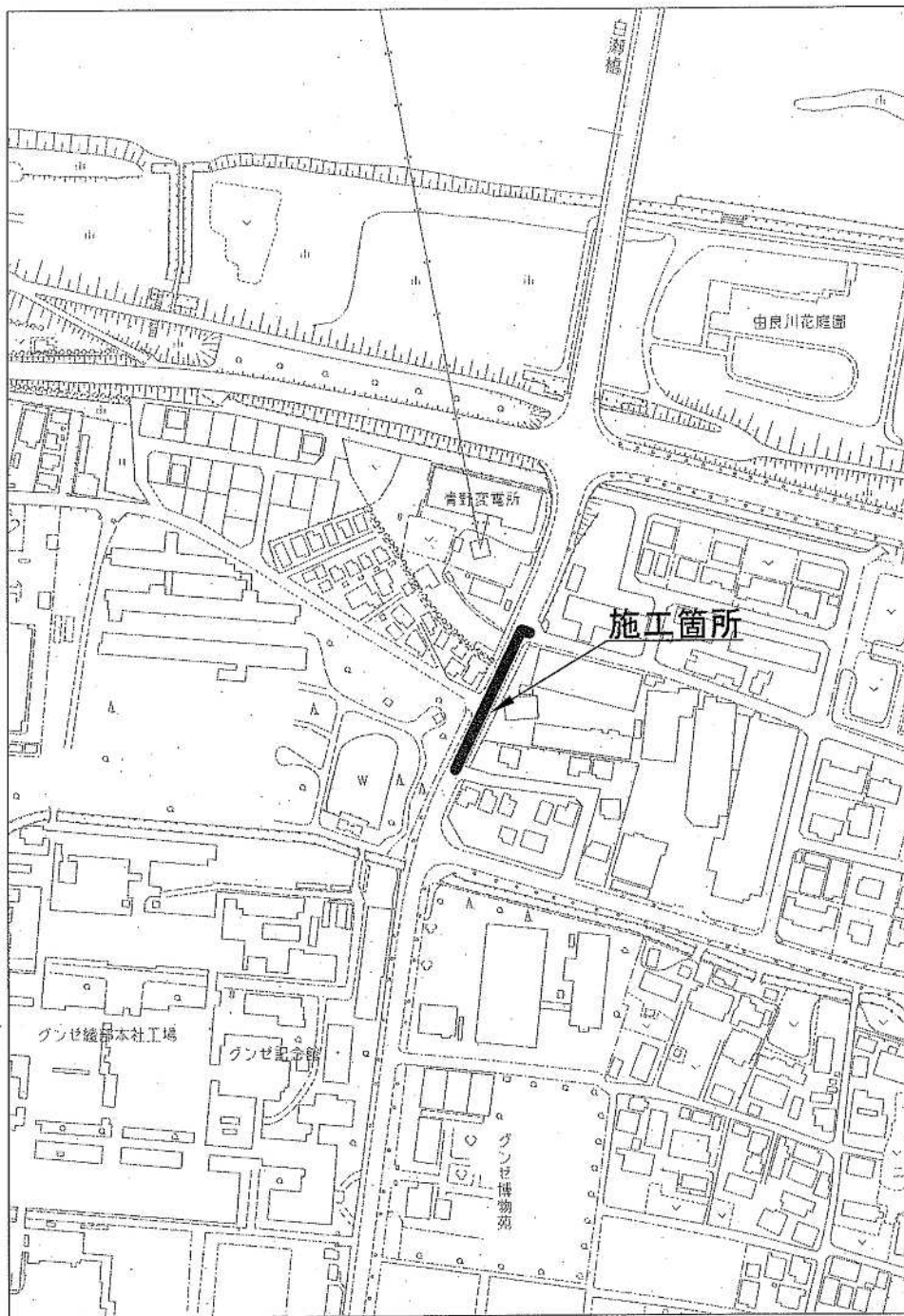
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

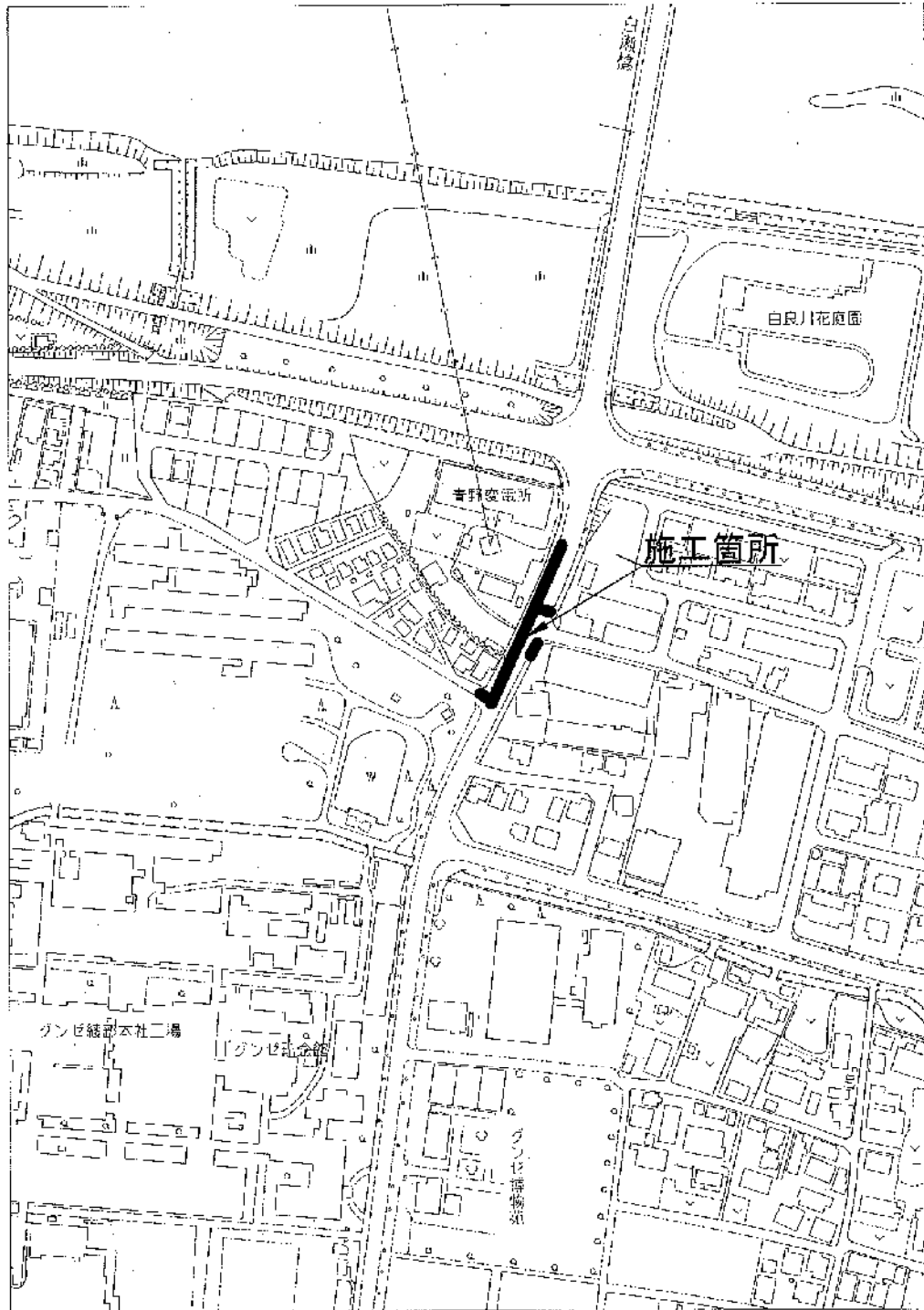
- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

# 位 置 図



工 事 名 : 公共下水道舗装復旧 (5-2) 工事

# 位 置 図



工 事 名 : 公共下水道関連舗装復旧 (5-2) 工事

綾部市公告第101号

水量水質安定的対策事業、高津町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和5年9月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第505 64号   |
| (2) 工 事 名 | 高津町配水管布設替工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市高津町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要  | 配水管布設工 DCIP (GX) φ100 L=198m<br>配水管布設工 DCIP (GX) φ75 L=64m<br>消火栓設置工 N=1基<br>給水戸数 N=24戸<br>仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期  | 令和5年10月11日から<br>令和6年 3月18日まで（160日間）  |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年9月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,450円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年9月14日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年9月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年9月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年9月22日（金）から

令和5年9月25日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年9月27日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和5年10月2日（月）午前9時から午後6時まで

令和5年10月3日（火）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は10月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和5年10月4日（水）午前9時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。



11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 64号 高津町配水管布設替工事	1	本案件
第505 65号 下八田町配水管布設替工事	2	
第505 66号 栗町配水管布設替工事	3	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

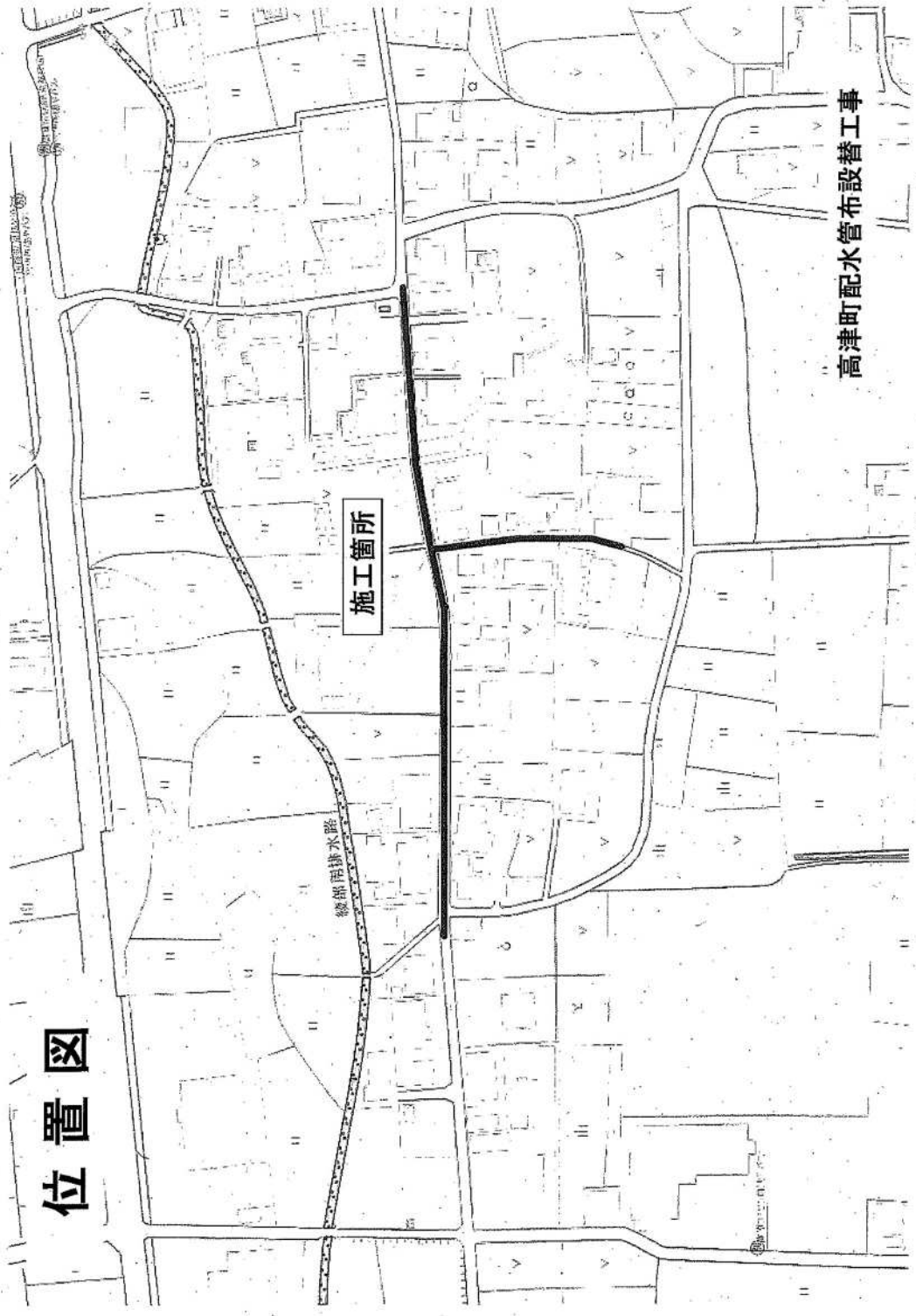
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)  
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



位置図

綾部市公告第102号

水量水質安定的対策事業、下八田町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和5年9月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第505 65号   |
| (2) 工 事 名 | 下八田町配水管布設替工事   |
| (3) 工事場所  | 綾部市下八田町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要  | 配水管布設工<br>H I V P（RRロング）φ100 L=431m<br>配水管布設工<br>H I V P（RRロング）φ75 L=2m<br>消火栓設置工 N=2基<br>給水戸数 N=4戸<br>仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期  | 令和5年10月11日から<br>令和6年 3月18日まで（160日間）  |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。



### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年9月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,710円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年9月14日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年9月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年9月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年9月22日（金）から

令和5年9月25日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年9月27日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和5年10月2日（月）午前9時から午後6時まで

令和5年10月3日（火）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は10月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和5年10月4日（水）午前10時10分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 64号 高津町配水管布設替工事	1	
第505 65号 下八田町配水管布設替工事	2	本案件
第505 66号 栗町配水管布設替工事	3	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

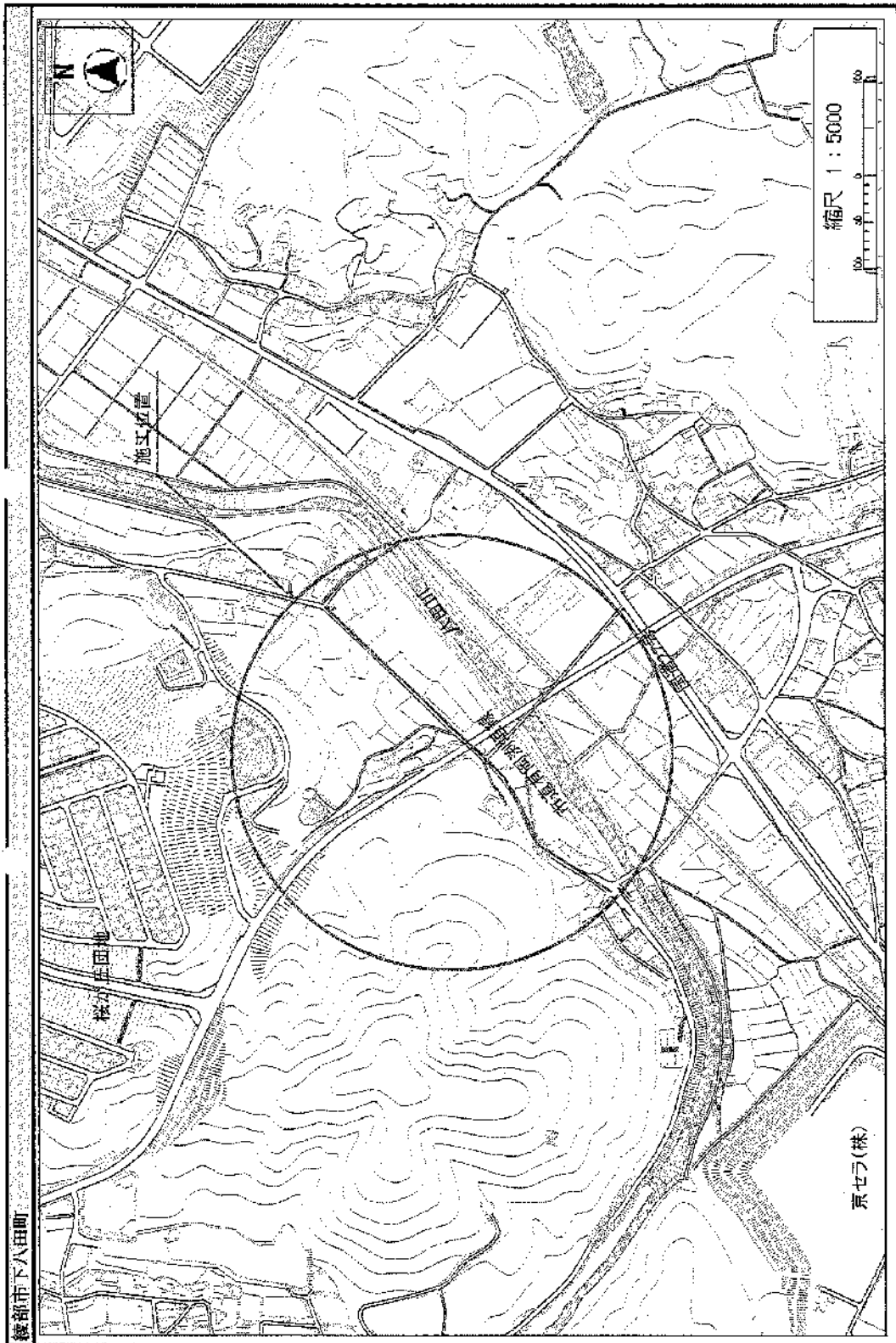
- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
  - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第103号

水量水質安定的対策事業、栗町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和5年9月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第505 66号   |
| (2) 工 事 名 | 栗町配水管布設替工事   |
| (3) 工事場所  | 綾部市栗町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要  | 配水管布設工<br>H I V P（RRロング）φ75 L=248m<br>配水管布設工<br>H I V P（RRロング）φ50 L=135m<br>給水戸数 N=7戸<br>仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期  | 令和5年10月11日から<br>令和6年 2月27日まで（140日間）  |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年9月11日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,360円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年9月14日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年9月15日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年9月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年9月22日（金）から

令和5年9月25日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年9月27日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和5年10月2日（月）午前9時から午後6時まで

令和5年10月3日（火）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は10月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和5年10月4日（水）午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 64号 高津町配水管布設替工事	1	
第505 65号 下八田町配水管布設替工事	2	
<b>第505 66号</b> <b>栗町配水管布設替工事</b>	<b>3</b>	<b>本案件</b>

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)



【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

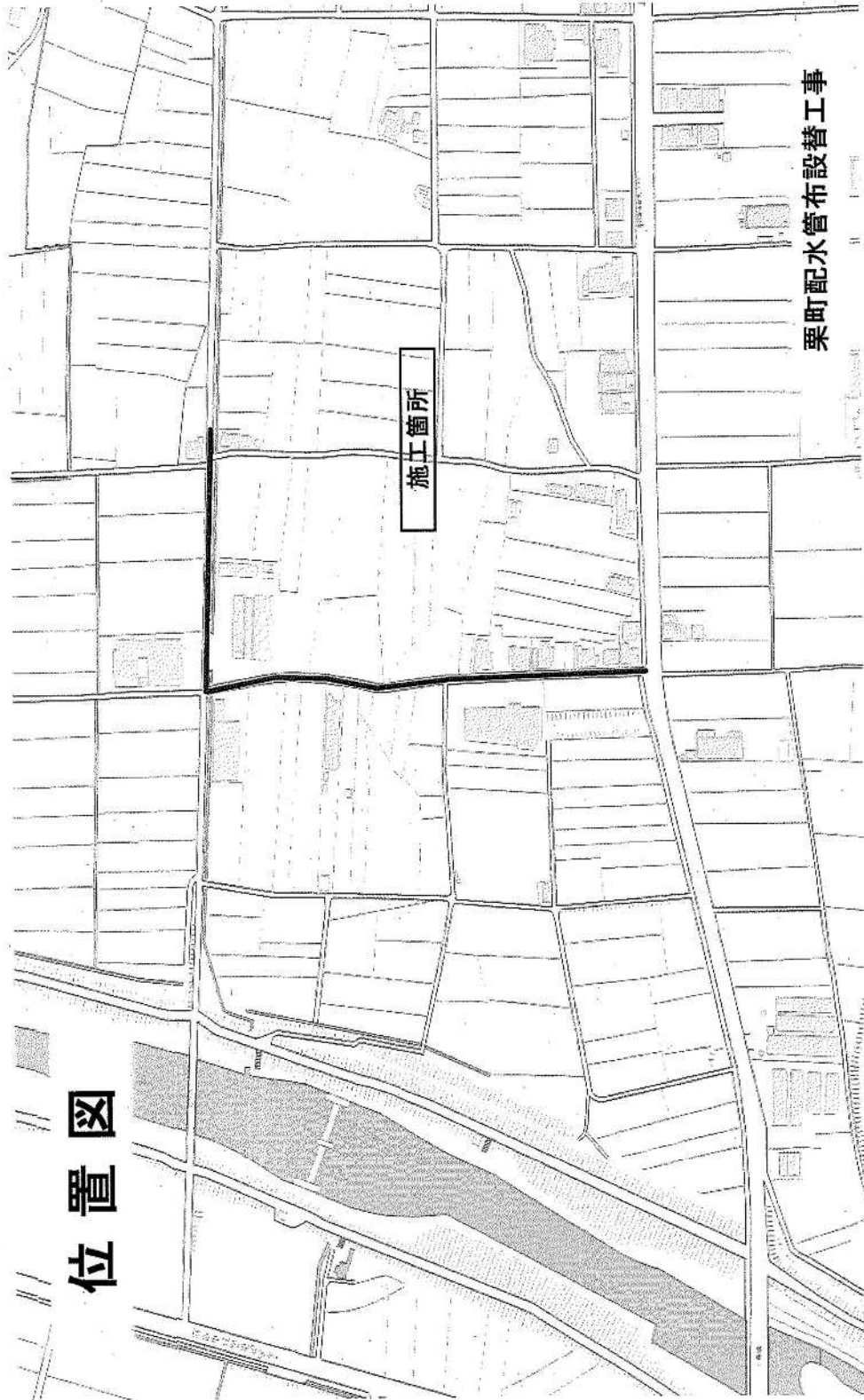
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
  - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第104号

綾部市里山交流研修センターの指定管理者を次により公募します。

令和5年9月14日

綾部市長 山 崎 善 也

1 公募する施設

(1) 綾部市里山交流研修センター

2 公募の期間等

令和5年9月15日(金)から令和5年10月3日(火)まで  
(午前8時30分から午後5時15分まで。閉庁日を除く。)

3 関係書類(指定管理者募集要項等)の縦覧場所

綾部市役所(行政情報コーナー)

4 その他

公募の内容については、観光交流課にお問い合わせください。

綾部市公告第105号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和5年9月15日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和5年9月15日から令和5年9月29日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

綾部市公告第106号

あやべ市民バス運行業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和5年9月15日

綾部市長 山 崎 善 也

あやべ市民バス運行業務について、委託業者の選定にあたり別添「あやべ市民バス運行業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」により実施します。

**あやべ市民バス運行業務委託に関する  
公募型プロポーザル実施要領**

**令和5年9月**

**綾部市市民環境部市民協働課**

## 1. 趣旨・目的

この実施要領は、綾部市（以下「本市」という。）が発注するあやべ市民バス運行業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

あやべ市民バス運行業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務内容

別添1「あやべ市民バス運行業務に係る企画提案仕様書」のとおり

### (3) 運行期間

基本協定期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日の3年間

### (4) 見積り上限額

165,120,000円/年（税抜き）以内

## 3. 事業者選定方式

企画提案書の公募型プロポーザル方式

## 4. 応募資格等

### (1) 資格

応募者は、次に掲げる資格要件を全て満たしていること。

なお、資格要件①～⑦の確認基準日は、本業務の募集開始日とし、契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

また、資格要件⑧が契約締結日に確認できない場合は、契約締結は行わないものとする。

①一般旅客自動車運送事業（乗合又は貸切）の実績がある者で、本業務を確実に実施できること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

③民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

④綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。



- ⑤国税及び本市市税を滞納していないこと。
- ⑥本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。
- ⑧運行開始日時点において、綾部市内に本店及び支店、営業所のいずれかを有すること、又は有する予定であること。

**(2) 失格**

次の要件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①前項に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合
- ②企画提案書に虚偽の記載をした場合
- ③「あやべ市民バス運行業務に係る公募型プロポーザル募集要領」及び「あやべ市民バス運行業務に係る企画提案仕様書」に示した内容に適合しない場合

**5. 選定スケジュール（予定）**

期 日	項目	備考
令和5年9月15日（金）	募集開始	ホームページ及び公告
令和5年9月25日（月）	質問受付締切	FAXまたは電子メール
令和5年10月2日（月）	質問回答	FAXまたは電子メール
令和5年10月6日（金）	参加申請等書類提出締切	持参または郵送
令和5年10月17日（火）	プレゼンテーション	綾部市役所
令和5年10月24日（火）	候補事業者選定結果通知	ホームページ及び郵送

※上記スケジュールは、状況により変更する場合があります。

**6. 応募方法**

**(1) 提出書類、様式、提出部数等**

別添2「あやべ市民バス運行業務に係る提出書類一覧」のとおり

**(2) 提出方法等**

- ①提出期限：令和5年10月6日（金）
- ②提出方法：本市の業務時間内に持参または書留郵便により郵送のこと。（提出期限必着）
- ③提出先：

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市市民環境部市民協働課  
 TEL：0773-42-4248  
 FAX：0773-42-4406  
 E-mail：siminkyodo@city.ayabe.lg.jp

### (3) 質問等の受付及び回答

企画提案書に関する質問等については、以下のとおりとする。

#### ①質問書の様式等

別添「様式4 質問書」に質問内容等を記入し、提出すること。なお、企画提案の審査に係る質疑については受け付けない。

#### ②質問書の提出方法

FAXまたは電子メールにより、事務局へ送信すること。なお、確認のため提出後に電話により連絡すること。

#### ③質問書の提出期限

令和5年9月25日（月）

#### ④質問への回答

回答については、提出者へFAXまたは電子メールにより回答する。また、同日に質疑事項と併せて、本市のホームページに掲載する。

#### ⑤回答予定日

令和5年10月2日（月）

## 7. 要領等の配布

本市ホームページからダウンロードまたは市民協働課窓口にて直接配布とする。

## 8. 企画提案書関係書類作成上の留意点

- ①「あやべ市民バス運行業務に係る企画提案仕様書」に基づき、「あやべ市民バス運行業務に係る提出書類一覧」に掲げる書類とともに提出すること。
- ②企画提案書は、目次等を除いた実質的なページ数を、A4で10ページ以内（モノクロ、カラーの指定はしない。）とすること。

## 9. 企画提案書の記載内容

### (1) 本業務の基本的な考え方

本業務を実施する上で、事業者としての基本的な考え方を記載すること。

### (2) 運行の安全性

これまでの国土交通省からの処分の状況及び重大事故発生状況や、本業務を実施する上で行う車両の整備及び点検など安全性を確保するための手法を記載すること。

### (3) 業務の実施体制

総括責任者、実施責任者及び運行管理者等を明確にするとともに、本業務の実施体制等

を記載すること。

**(4) 利用者の利便性**

バリアフリー対応状況や、運行技術の向上や接客のための乗務員研修や教育について記載すること。

**(5) 緊急時の対応能力**

災害や事故等が発生した場合の対応方法や処理方法について記載すること。

**(6) 運行経費**

運行経費について記載すること。

**10. 選定等**

**(1) 選定方法**

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基準に、あやバス運行事業選考会（以下「選考会」という。）で審査を行い、本業務の運行候補者を選定する。

- ①選考会は、次の「(5) 審査基準」により評価を行い、評価点数の合計が最も高い事業者を運行候補者として選定するものとする。
- ②前項の得点が2者以上の同点となったときは、再度、選考会の合議により、運行候補者を選定するものとする。
- ③提案事業者が単独の場合は、評価点の合計が満点の6割以上である場合に、運行候補者として選定する。

**(2) プレゼンテーション実施日**

令和5年10月17日（火）

※会場、時間等の詳細は別途通知する。

通知予定日：令和5年10月11日（水）

**(3) 時間配分**

参加者ごとに約30分間を予定している。

提案説明の際は、プロジェクターの使用は可能である。スクリーンは本市が用意する。パソコン、プロジェクター等は各参加者で準備すること。

- ①企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）
- ②質疑応答・ヒアリング（10分）

(4) 出席者

自社の社員3人以内とし、総括管理者は必ず出席のこと。

(5) 審査基準

選考にあたっては、下表の審査項目、審査の視点、基準に基づき評価する。

審査項目		審査の視点	基準	配点
①	本業務の基本的な考え方	コミュニティバス運行の意義について認識し公共交通サービスを安定提供できるか	10：非常に優れている 8：優れている	10
		本市が取り組んでいるまちづくり施策を十分に理解し、将来における業務の改善につながる提案がされているか	6：普通 4：やや劣る 2：劣る	
②	運行の安全性	国土交通省による処分の状況及び重大事故の発生の状況（過去5年間） ※重大事故とは自動車事故報告規則第2条の事故をいう	10：非常に優れている 8：優れている	10
		日常的に車両の点検や整備を行う整備管理体制が整っているか	6：普通 4：やや劣る	
		適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画が立てられているか	2：劣る	
③	業務の実施体制	路線バス運行の実績を十分に有しているか	10：非常に優れている 8：優れている	10
		業務の実施に必要な運行管理体制が整えられているか	6：普通 4：やや劣る	
		運行に必要なバス車両及びドライバーの確保ができるか	2：劣る	
④	利用者の利便性	バリアフリーの対応は整えられているか	10：非常に優れている 8：優れている	10
		運行技術の向上や接客について、研修や教育体制が整っているか	6：普通 4：やや劣る	
		適切な苦情対応ができる体制を整えられているか	2：劣る	
⑤	緊急時の対応能力	災害や事故が発生した際、即座に対応できる体制が整っているか	10：非常に優れている 8：優れている	10
		事故等が発生した際に、直ちに代替車両を配車できる準備が整っているか	6：普通 4：やや劣る 2：劣る	
⑥	運行経費	能率的な運営を前提とした運行経費となっているか	10：非常に優れている 8：優れている	10
		安全運行のために必要な経費を確保しているか	6：普通 4：やや劣る 2：劣る	
⑦	参考見積額	参考見積額をもとに、次の算式により配点を比例配分する。（小数点第2位四捨五入） X=見積上限額、Y=最低見積額、Z=見積額 得点=10－(Z－Y)÷(X－Y)×10 （見積限度額を超過した場合は失格。）	左欄の計算式のとおり	10
合計				70

## (6) 審査結果の通知と公表

審査結果は、全ての参加者に対して文書で通知するとともに、運行候補者名等について本市のホームページで公表する。

※通知予定日：令和5年10月24日（火）

### 1 1. 協定の締結

本市が、運行候補者として選定した者と業務実施についての協議等を行い、協議が整った場合に協定を締結する。協議が整わない場合は、次点に選定された者と協議を行う。

### 1 2. その他

- ①企画提案書の作成及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- ②提出書類の著作権はそれぞれの提案者に帰属する。
- ③提出書類は本プロポーザル以外の目的では使用しない。
- ④提出書類の受理後の差し替え、再提出、返却には応じない。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- ⑥FAXや電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- ⑦審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

### 1 3. 問合せ先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市市民環境部市民協働課

TEL：0773-42-4248

FAX：0773-42-4406

E-mail：siminkyodo@city.ayabe.lg.jp

## 運行計画

### 1. 運行系統

《上林線》

- ・ 於見、大町バスターミナル⇄市立病院前

《於見市野瀬線》

- ・ 於見、市野瀬⇄大町バスターミナル

《東西線》

- ・ 高津コミセン前⇄市立病院前

《志賀南北線》

- ・ 内久井、藤波神社前、八丁⇄市立病院前、松寿苑前

《西坂線》

- ・ 九社神社前⇄綾部駅南口

《篠田桜が丘線》

- ・ 深山⇄綾部駅南口

《黒谷線》

- ・ 黒谷和紙会館前⇄市立病院前

《西八田線》

- ・ 総合運動公園前⇄市立病院前

《紫水ヶ丘公園線》

- ・ 紫水ヶ丘公園前⇄市立病院前

### 2. 運行キロ程

《上林線》

- ・ 於見⇄市立病院前

往路・復路 35.0km

- ・ 大町バスターミナル⇄市立病院前

往路・復路 26.4km

《於見市野瀬線》

- ・ 於見⇄大町バスターミナル

往路・復路 10.8km

- ・ 市野瀬⇄大町バスターミナル

往路・復路 4.5km

《東西線》

- ・ 高津コミセン前⇄市立病院前

往路・復路 8.4km

《志賀南北線》

- ・ 内久井⇄市立病院前

往路・復路 17.6km

- ・ 内久井⇄松寿苑前

往路・復路 26.7km

- ・ 藤波神社前⇄市立病院前

往路・復路 17.0km

- ・ 藤波神社前⇄松寿苑前

往路・復路 21.8km

- ・ 八丁⇄市立病院前

往路・復路 14.8km

- ・ 八丁⇄松寿苑前

往路・復路 19.6km

《西坂線》

- ・九社神社前⇔綾部駅南口（清山荘前経由） 往路・復路 24.4km
- ・九社神社前⇔綾部駅南口（清山荘前経由無） 往路・復路 23.0km

《篠田桜が丘線》

- ・深山⇔綾部駅南口（清山荘前経由） 往路・復路 25.2km
- ・深山⇔綾部駅南口（清山荘前経由無） 往路・復路 24.1km

《黒谷線》

- ・黒谷和紙会館前⇔市立病院前 往路・復路 15.1km

《西八田線》

- ・総合運動公園前⇔市立病院前 往路・復路 16.6 km

《紫水ヶ丘公園線》

- ・紫水ヶ丘公園前⇔市立病院前 往路・復路 6.7 km

※路線別の年間走行距離は別紙 1 - 1 のとおり。

### 3. 運行日及び運行時刻

別紙 1 - 2 「時刻表」 のとおり。

土日祝日及び 1 月 2 日・3 日は運休あり。

路線別年間走行距離一覧

別紙 1 - 1

○上林線

於身～市立病院前		35.0 km × 2 回 × 365 日 =	25,550.0
於身～市立病院前	土日祝及び1月2, 3日運休	35.0 km × 1 回 × 246 日 =	8,610.0
大町バスターミナル～市立病院前		26.4 km × 10 回 × 365 日 =	96,360.0
			130,520.0

市立病院前～於見		35.0 km × 2 回 × 365 日 =	25,550.0
市立病院前～大町バスターミナル		26.4 km × 10 回 × 365 日 =	96,360.0
			121,910.0

252,430.0 km

○於見市野瀬線

於見～大町バスターミナル		10.8 km × 5 回 × 365 日 =	19,710.0
市野瀬～大町バスターミナル		4.5 km × 6 回 × 365 日 =	9,855.0
			29,565.0

大町バスターミナル～於見		10.8 km × 4 回 × 365 日 =	15,768.0
大町バスターミナル～市野瀬		4.5 km × 4 回 × 365 日 =	6,570.0
			22,338.0

51,903.0 km

○東西線

高津コミセン前～市立病院前		8.4 km × 10 回 × 365 日 =	30,660.0
高津コミセン前～市立病院前	土日祝及び1月2, 3日運休	8.4 km × 1 回 × 246 日 =	2,066.4
			32,726.4

市立病院前～高津コミセン前		8.4 km × 10 回 × 365 日 =	30,660.0
			30,660.0

63,386.4 km

○志賀南北線

内久井～市立病院前	藤波神社前等除く	17.6 km × 3 回 × 365 日 =	19,272.0
内久井～松寿苑前		26.7 km × 1 回 × 365 日 =	9,745.5
藤波神社前～市立病院		17.0 km × 1 回 × 365 日 =	6,205.0
藤波神社前～松寿苑前		21.8 km × 1 回 × 365 日 =	7,957.0
八丁～市立病院前	土日祝及び1月2, 3日運休	14.8 km × 2 回 × 246 日 =	7,281.6
八丁～松寿苑前		19.6 km × 4 回 × 365 日 =	28,616.0
			79,077.1

市立病院前～内久井	藤波神社前等除く	17.6 km × 2 回 × 365 日 =	12,848.0
市立病院前～内久井	土日祝及び1月2, 3日運休	17.6 km × 1 回 × 246 日 =	4,329.6
松寿苑前～内久井		26.8 km × 1 回 × 365 日 =	9,782.0
市立病院前～藤波神社前		17 km × 2 回 × 365 日 =	12,410.0
市立病院前～八丁	土日祝及び1月2, 3日運休	14.8 km × 1 回 × 246 日 =	3,640.8
松寿苑前～八丁		19.6 km × 5 回 × 365 日 =	35,770.0
			78,780.4

157,857.5 km



○西坂線

九社神社前～綾部駅南口		24.4 km × 3 回 × 365 日 =	26,718.0
九社神社前～綾部駅南口	清山荘前等除く	23.0 km × 1 回 × 365 日 =	8,395.0
			35,113.0

綾部駅南口～九社神社前		24.4 km × 3 回 × 365 日 =	26,718.0
綾部駅南口～九社神社前	清山荘前等除く	23.0 km × 1 回 × 365 日 =	8,395.0
			35,113.0

70,226.0 km

○篠田桜が丘線

深山～綾部駅南口		25.2 km × 3 回 × 365 日 =	27,594.0
深山～綾部駅南口	清山荘前等除く	24.1 km × 1 回 × 365 日 =	8,796.5
			36,390.5

綾部駅南口～深山		25.2 km × 3 回 × 365 日 =	27,594.0
綾部駅南口～深山	清山荘前等除く	24.1 km × 1 回 × 365 日 =	8,796.5
			36,390.5

72,781.0 km

○黒谷線

黒谷和紙会館前～市立病院前		15.1 km × 4 回 × 365 日 =	22,046.0
市立病院前～黒谷和紙会館前		15.1 km × 4 回 × 365 日 =	22,046.0
			44,092.0

44,092.0 km

○西八田線

総合運動公園前～市立病院前		16.6 km × 4 回 × 365 日 =	24,236.0
市立病院前～総合運動公園前		16.6 km × 4 回 × 365 日 =	24,236.0
			48,472.0

48,472.0 km

○紫水ヶ丘公園線

紫水ヶ丘公園前～市立病院前		6.7 km × 5 回 × 365 日 =	12,227.5
市立病院前～紫水ヶ丘公園前		6.7 km × 5 回 × 365 日 =	12,227.5
			24,455.0

24,455.0 km

※総計 785,602.9 km

※閏年は勘案していない

# 於見市野瀬線

# 別紙1-2

市野瀬⇒大町バスターミナル

市野瀬	6:50	7:30	9:36	12:36	15:36	16:36
辻	6:51	7:31	9:37	12:37	15:37	16:37
睦志	6:52	7:32	9:38	12:38	15:38	16:38
白垣	6:53	7:33	9:39	12:39	15:39	16:39
清水	6:54	7:34	9:40	12:40	15:40	16:40
遊里	6:55	7:35	9:41	12:41	15:41	16:41
大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)	6:57	7:37	9:43	12:43	15:43	16:43

於見⇒大町バスターミナル

於見	9:05	11:21	13:21	15:05	17:21
田の谷	9:06	11:22	13:22	15:06	17:22
神塚	9:07	11:23	13:23	15:07	17:23
小仲	9:09	11:25	13:25	15:09	17:25
川原	9:10	11:26	13:26	15:10	17:26
奥上林研修センター前	9:11	11:27	13:27	15:11	17:27
君尾山口	9:13	11:29	13:29	15:13	17:29
上市場	9:14	11:30	13:30	15:14	17:30
山の家前	9:14	11:30	13:30	15:14	17:30
下市場	9:14	11:30	13:30	15:14	17:30
二王公園前	9:16	11:32	13:32	15:16	17:32
あやべ温泉前	9:18	11:34	13:34	15:18	17:34
二王公園前	9:20	11:36	13:36	15:20	17:36
下市場	9:20	11:36	13:36	15:20	17:36
長野	9:22	11:38	13:38	15:22	17:38
弓削口	9:24	11:40	13:40	15:24	17:40
大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)	9:25	11:41	13:41	15:25	17:41

## 上林線

※印／土日祝日運休

於見	※6:47	7:27	7:42
田の谷	※6:48	7:28	7:43
神塚	※6:49	7:29	7:44
小仲	※6:51	7:31	7:46
川原	※6:52	7:32	7:47
奥上林研修センター前	※6:53	7:33	7:48
君尾山口	※6:54	7:34	7:49
上市場	※6:55	7:35	7:50
山の家前	※6:55	7:35	7:50
下市場	↓	↓	↓
二王公園前	↓	↓	↓
あやべ温泉前	↓	↓	↓
二王公園前	↓	↓	↓
下市場	↓	↓	↓
長野	※6:57	7:37	7:52
弓削口	※6:59	7:39	7:54

於見・大町バスターミナル⇒綾部駅南口⇒綾高前⇒市立病院前

大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)	7:00	7:40	7:55	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45
上林小・中学校前	7:00	7:40	7:55	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45
日置谷	7:01	7:41	7:56	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46
中上林診療所前	7:01	7:41	7:56	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46
寺町	7:02	7:42	7:57	8:47	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47
西屋	7:02	7:42	7:57	8:47	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47
引地	7:03	7:43	7:58	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48
真野	7:04	7:44	7:59	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49
小山	7:05	7:45	8:00	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50
念道	7:05	7:45	8:00	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50
大宮	7:06	7:46	8:01	8:51	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51
井根口	7:07	7:47	8:02	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52
千賀(黒谷和紙工芸の里前)	7:09	7:49	8:04	8:54	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54
中十倉・くぬぎの里前	7:10	7:50	8:05	8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55
下十倉	7:11	7:51	8:06	8:56	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56
十倉志茂町	7:12	7:52	8:07	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57
境	7:12	7:52	8:07	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57
旭町観光栗林園前	7:13	7:53	8:08	8:58	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58
旭町塩谷	7:14	7:54	8:09	8:59	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:59
東山町受戸	7:16	7:56	8:11	9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	18:01
東綾小・中学校前	7:17	7:57	8:12	9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02
山家駅前	7:20	8:00	8:15	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05
山家	7:21	8:01	8:16	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06
鷹栖町長瀬	7:22	8:02	8:17	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:07
西原町	7:24	8:04	8:19	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09
南海団地前	7:26	8:06	8:21	9:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11
若宮酒造前	7:27	8:07	8:22	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12
丹波大橋	7:30	8:10	8:25	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
綾高東分校前	7:32	8:12	8:27	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17
西町二丁目	7:33	8:13	8:28	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18
綾部駅南口	7:35	8:15	8:30	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20
市民ホール前	7:36	8:16	8:31	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21
警察署前	7:38	8:18	8:33	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
綾高前	7:39	8:19	8:34	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
鳥ヶ坪交差点	7:40	8:20	8:35	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25
市立病院前	7:45	8:25	8:40	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30

# 上林線

市立病院前⇒綾高前⇒綾部駅南口⇒大町バスターミナル・於見

市立病院前	7:55	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40
鳥ヶ坪交差点	8:00	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45
綾高前	8:01	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:46
警察署前	8:02	8:47	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	18:47
市民ホール前	8:04	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49
綾部駅南口	8:05	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50
西町二丁目	8:07	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52	18:52
綾高東分校前	8:08	8:53	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53
丹波大橋	8:10	8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:55
若宮酒造前	8:11	8:56	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56	18:56
南海団地前	8:12	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57	18:57
西原町	8:14	8:59	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:59	18:59
鷹栖町長瀬	8:15	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
山家	8:16	9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	18:01	19:01
山家駅前	8:17	9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02	19:02
東綾小・中学校前	8:20	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05	19:05
東山町受戸	8:21	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	19:06
旭町塩谷	8:23	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:08	19:08
旭町観光栗林園前	8:24	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09	19:09
境	8:25	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10	19:10
十倉志茂町	8:25	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10	19:10
下十倉	8:26	9:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11	19:11
中十倉・くぬぎの里前	8:27	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12	19:12
干宮(黒谷和紙工芸の里前)	8:28	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13	19:13
井根口	8:29	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14	19:14
大宮	8:30	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15	19:15
大念道	8:31	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:16	19:16
小山	8:32	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17	19:17
真野	8:33	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18	19:18
引地	8:34	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19	19:19
西屋	8:35	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20	19:20
寺町	8:36	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21	19:21
上上林診療所前	8:36	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21	19:21
日置谷	8:37	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22	19:22
上林小・中学校前	8:38	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23	19:23
大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)	8:39	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24	19:24

弓削口	18:25	19:25
長野	18:27	19:27
下市場	↓	↓
二王公園前	↓	↓
あやべ温泉前	↓	↓
二王公園前	↓	↓
下市場	↓	↓
山の家前	18:29	19:29
上市場	18:29	19:29
君尾山口	18:30	19:30
奥上林研修センター前	18:31	19:31
川原	18:32	19:32
小仲	18:33	19:33
神塚	18:35	19:35
田の谷	18:36	19:36
於見	18:37	19:37

大町バスターミナル⇒於見

大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)	10:28	12:44	14:28	16:44
弓削口	10:29	12:45	14:29	16:45
長野	10:31	12:47	14:31	16:47
下市場	10:31	12:47	14:31	16:47
二王公園前	10:33	12:49	14:33	16:49
あやべ温泉前	10:35	12:51	14:35	16:51
二王公園前	10:37	12:53	14:37	16:53
下市場	10:37	12:53	14:37	16:53
山の家前	10:38	12:54	14:38	16:54
上市場	10:38	12:54	14:38	16:54
君尾山口	10:39	12:55	14:39	16:55
奥上林研修センター前	10:41	12:57	14:41	16:57
川原	10:42	12:58	14:42	16:58
小仲	10:43	12:59	14:43	16:59
神塚	10:44	13:00	14:44	17:00
田の谷	10:46	13:02	14:46	17:02
於見	10:47	13:03	14:47	17:03

大町バスターミナル⇒市野瀬

大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)	12:28	15:28	16:28	18:28
遊里	12:30	15:30	16:30	18:30
清水	12:31	15:31	16:31	18:31
白垣	12:32	15:32	16:32	18:32
睦志	12:33	15:33	16:33	18:33
辻	12:34	15:34	16:34	18:34
市野瀬	12:35	15:35	16:35	18:35

# 東西線

高津コミセン前→綾部駅南口→市立病院前

※印／土日祝日運休

高津コミセン前	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05	※19:05
協立病院前	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	※19:06
高津西	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	※19:06
高津駅前	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	※19:06
高津東	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:07	※19:07
岡谷川	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:08	※19:08
大島中	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09	※19:09
二反田	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10	※19:10
ふれあいセンター前	9:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11	※19:11
上延町八反	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12	※19:12
自動車学校前	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13	※19:13
綾高前	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14	※19:14
警察署前	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15	※19:15
市民ホール前	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17	※19:17
綾部駅南口	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18	※19:18
西町二丁目	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20	※19:20
京都府総合庁舎前	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21	※19:21
青野(サクラティエ前)	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22	※19:22
あやべグンゼスクエア前	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23	※19:23
白瀬橋南(由良川花庭園前)	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23	※19:23
市立病院前	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25	※19:25

市立病院前→綾部駅南口→高津コミセン前

市立病院前	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
白瀬橋南(由良川花庭園前)	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31
あやべグンゼスクエア前	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32
青野(サクラティエ前)	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:33
京都府総合庁舎前	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34
西町二丁目	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35
綾部駅南口	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37
市民ホール前	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38
警察署前	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40
綾高前	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41
自動車学校前	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	18:42
上延町八反	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	18:43
ふれあいセンター前	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44	18:44
二反田	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45
大島中	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:46
岡谷川	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	18:47
高津東	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48	18:48
高津駅前	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49
高津西	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49
協立病院前	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50
高津コミセン前	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51

# 志賀南北線

内久井・藤波神社前・八丁⇒綾高前⇒綾部駅南口⇒市立病院前⇒松寿苑前

※印／土日祝日運休

内久井		7:35	9:12					13:12		15:12			
金河内		7:36	9:13					13:13		15:13			
池		7:37	9:14					13:14		15:14			
仁和公民館前		7:38	9:15					13:15		15:15			
藤波神社前		7:43	↓			11:13		↓		↓			17:13
西方公会堂前		7:44	↓			11:14		↓		↓			17:14
味噌尾		7:45	↓			11:15		↓		↓			17:15
八丁	※6:56	7:46	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	※18:16	
志賀小学校前	※6:56	7:46	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	※18:16	
志賀郷	※6:57	7:47	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	※18:17	
J A何北支店前	※6:58	7:48	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	※18:18	
丸山	※6:59	7:49	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	※18:19	
何北中学校前	※7:00	7:50	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	※18:20	
上市	※7:01	7:51	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	※18:21	
物部	※7:02	7:52	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	※18:22	
下市	※7:02	7:52	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	※18:22	
天野	※7:03	7:53	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	※18:23	
物部保育園前	※7:04	7:54	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	※18:24	
太ヶ鼻	※7:05	7:55	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	※18:25	
石ノ隈	※7:06	7:56	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	※18:26	
今田	※7:07	7:57	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	※18:27	
高谷	※7:07	7:57	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	※18:27	
館	※7:08	7:58	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	※18:28	
福垣	※7:09	7:59	9:29	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	※18:29	
殿貝	※7:10	8:00	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	※18:30	
栗町	※7:11	8:01	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	※18:31	
栗文化センター前	※7:12	8:02	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	※18:32	
鳥ヶ坪交差点	※7:15	8:05	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	※18:35	
綾高前	※7:16	8:07	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	※18:36	
警察署前	※7:17	8:08	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	※18:37	
市民ホール前	※7:19	8:10	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	※18:39	
綾部駅南口	※7:20	8:12	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	※18:40	
西町二丁目	※7:22	8:14	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	※18:42	
京都府総合庁舎前	※7:23	8:15	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	※18:43	
青野(サクラティエ前)	※7:24	8:16	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44	※18:44	
あやべグンゼスクエア前	※7:25	8:17	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	※18:45	
白瀬橋南(由良川花庭園前)	※7:25	8:17	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	※18:45	
市立病院前着	※7:27	8:19	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	※18:47	
市立病院前発		8:22		10:50		12:50		14:50		16:50		17:50	
白瀬橋南(由良川花庭園前)		8:23		10:51		12:51		14:51		16:51		17:51	
あやべグンゼスクエア前		8:24		10:52		12:52		14:52		16:52		17:52	
バザールタウン前		8:25		10:53		12:53		14:53		16:53		17:53	
綾部駅南口		8:28		10:56		12:56		14:56		16:56		17:56	
広小路三丁目		8:29		10:57		12:57		14:57		16:57		17:57	
広小路二丁目		8:30		10:58		12:58		14:58		16:58		17:58	
西町一丁目		8:30		10:58		12:58		14:58		16:58		17:58	
市役所前		8:31		10:59		12:59		14:59		16:59		17:59	
ハートセンター前		8:32		11:00		13:00		15:00		17:00		18:00	
大本神苑前		8:33		11:01		13:01		15:01		17:01		18:01	
大本長生殿前		8:34		11:02		13:02		15:02		17:02		18:02	
上野町合同宿舎前		8:35		11:03		13:03		15:03		17:03		18:03	
上野町上池田		8:35		11:03		13:03		15:03		17:03		18:03	
斎場前		8:36		11:04		13:04		15:04		17:04		18:04	
小倉団地前		8:36		11:04		13:04		15:04		17:04		18:04	
松寿苑下		8:37		11:05		13:05		15:05		17:05		18:05	
松寿苑前		8:37		11:05		13:05		15:05		17:05		18:05	

# 志賀南北線

松寿苑前⇒市立病院前⇒綾部駅南口⇒綾高前⇒八丁・藤波神社前・内久井

※印／土日祝日運休

松 寿 苑 前		9:16		11:16		13:16		15:16		17:16	18:16	
松 寿 苑 下		9:16		11:16		13:16		15:16		17:16	18:16	
小 倉 団 地 前		9:17		11:17		13:17		15:17		17:17	18:17	
斎 場 前		9:17		11:17		13:17		15:17		17:17	18:17	
上 野 町 上 池 田		9:18		11:18		13:18		15:18		17:18	18:18	
上 野 町 合 同 宿 舎 前		9:18		11:18		13:18		15:18		17:18	18:18	
大 本 長 生 殿 前		9:19		11:19		13:19		15:19		17:19	18:19	
大 本 神 苑 前		9:20		11:20		13:20		15:20		17:20	18:20	
ハートセンター前		9:21		11:21		13:21		15:21		17:21	18:21	
市 役 所 前		9:22		11:22		13:22		15:22		17:22	18:22	
西 町 一 丁 目		9:23		11:23		13:23		15:23		17:23	18:23	
広 小 路 二 丁 目		9:23		11:23		13:23		15:23		17:23	18:23	
広 小 路 三 丁 目		9:24		11:24		13:24		15:24		17:24	18:24	
綾 部 駅 南 口		9:26		11:26		13:26		15:26		17:26	18:26	
バザールタウン前		9:28		11:28		13:28		15:28		17:28	18:28	
あやべぐんゼスクエア前		9:29		11:29		13:29		15:29		17:29	18:29	
白瀬橋南(由良川花庭園前)		9:29		11:29		13:29		15:29		17:29	18:29	
市 立 病 院 前 着		9:31		11:31		13:31		15:31		17:31	18:31	
市 立 病 院 前 発	※8:34	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34	※19:34
白瀬橋南(由良川花庭園前)	※8:35	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35	※19:35
あやべぐんゼスクエア前	※8:36	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	18:36	※19:36
青野(サクラティエ前)	※8:37	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37	※19:37
京都府総合庁舎前	※8:38	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38	※19:38
西 町 二 丁 目	※8:39	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39	※19:39
綾 部 駅 南 口	※8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41	※19:41
市 民 ホ ー ル 前	※8:42	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	18:42	※19:42
警 察 署 前	※8:44	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44	18:44	※19:44
綾 高 前	※8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45	※19:45
鳥ヶ坪交差点	※8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:46	※19:46
栗文化センター前	※8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48	18:48	※19:48
栗 町 前	※8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49	※19:49
殿 貝 垣	※8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50	※19:50
福 館	※8:51	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51	※19:51
	※8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52	18:52	※19:52
高 谷	※8:53	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53	※19:53
今 田	※8:53	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53	※19:53
石 ノ 隈	※8:54	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54	18:54	※19:54
太 ケ 鼻	※8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:55	※19:55
物 部 保 育 園	※8:56	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56	18:56	※19:56
天 野	※8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57	18:57	※19:57
下 市	※8:58	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58	18:58	※19:58
物 部 市	※8:58	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58	18:58	※19:58
上 市	※8:59	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:59	18:59	※19:59
何 北 中 学 校 前	※9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	※20:00
丸 山	※9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	18:01	19:01	※20:01
J A 何 北 支 店 前	※9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02	19:02	※20:02
志 賀 郷	※9:03	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:03	18:03	19:03	※20:03
志 賀 小 学 校 前	※9:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04	18:04	19:04	※20:04
八 丁	※9:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04	18:04	19:04	※20:04
味 噌 尾	↓		11:05		↓		↓		17:05		19:05	
西 方 公 会 堂 前	↓		11:06		↓		↓		17:06		19:06	
藤 波 神 社 前	↓		11:07		↓		↓		17:07		19:07	
仁 和 公 民 館 前	※9:05				13:05		15:05				19:12	
池	※9:06				13:06		15:06				19:13	
金 河 内	※9:07				13:07		15:07				19:14	
内 久 井	※9:08				13:08		15:08				19:15	

# 西坂線

九社神社前⇒市立病院前⇒綾部駅南口

九社神社前	6:55	10:30	13:40	15:40
満福寺下	6:56	10:31	13:41	15:41
西坂集荷場前	6:57	10:32	13:42	15:42
諏訪神社前	6:58	10:33	13:43	15:43
奥新庄	7:00	10:35	13:45	15:45
原貝	7:02	10:37	13:47	15:47
松原	7:02	10:37	13:47	15:47
小畑中	7:03	10:38	13:48	15:48
小畑ライスセンター前	7:03	10:38	13:48	15:48
丹の国荘前	7:04	10:39	13:49	15:49
かじや(里山交流研修センター前)	7:06	10:41	13:51	15:51
奥小西	7:08	10:43	13:53	15:53
小西	7:08	10:43	13:53	15:53
黒田	7:09	10:44	13:54	15:54
石原	7:10	10:45	13:55	15:55
小貝橋	7:11	10:46	13:56	15:56
私市西	7:15	10:50	14:00	16:00
私市公会堂前	7:15	10:50	14:00	16:00
私市	7:16	10:51	14:01	16:01
湯殿(私市円山古墳公園前)	7:17	10:52	14:02	16:02
小貝	7:17	10:52	14:02	16:02
待機宿舎前	7:18	10:53	14:03	16:03
豊里郵便局前	7:20	10:55	14:05	16:05
大川神社前	7:21	10:56	14:06	16:06
旭ヶ丘	7:21	10:56	14:06	16:06
下位田	7:22	10:57	14:07	16:07
井堰前	7:22	10:57	14:07	16:07
高城館前	7:23	10:58	14:08	16:08
中位田	7:23	10:58	14:08	16:08
上位田	7:24	10:59	14:09	16:09
水道庁舎前	7:25	11:00	14:10	16:10
清山荘前	↓	11:03	14:13	16:13
中丹文化会館前	↓	11:03	14:13	16:13
里	↓	11:05	14:15	16:15
市立病院前	7:29	11:09	14:19	16:19
綾部駅北口	7:31	11:11	14:21	16:21
バザールタウン前	7:33	11:13	14:23	16:23
綾部駅南口	7:36	11:16	14:26	16:26

綾部駅南口⇒市立病院前⇒九社神社前

綾部駅南口	9:28	12:43	14:43	17:43
バザールタウン前	9:31	12:46	14:46	17:46
綾部駅北口	9:33	12:48	14:48	17:48
市立病院前	9:35	12:50	14:50	17:50
里	9:39	12:54	14:54	↓
清山荘前	9:41	12:56	14:56	↓
中丹文化会館前	9:41	12:56	14:56	↓
水道庁舎前	9:44	12:59	14:59	17:54
上位田	9:45	13:00	15:00	17:55
中位田	9:46	13:01	15:01	17:56
高城館前	9:46	13:01	15:01	17:56
井堰前	9:47	13:02	15:02	17:57
下位田	9:47	13:02	15:02	17:57
旭ヶ丘	9:48	13:03	15:03	17:58
大川神社前	9:48	13:03	15:03	17:58
豊里郵便局前	9:49	13:04	15:04	17:59
待機宿舎前	9:51	13:06	15:06	18:01
小貝	9:52	13:07	15:07	18:02
湯殿(私市円山古墳公園前)	9:52	13:07	15:07	18:02
私市	9:53	13:08	15:08	18:03
私市公会堂前	9:53	13:08	15:08	18:03
私市西	9:54	13:09	15:09	18:04
小貝橋	9:58	13:13	15:13	18:08
石原	9:59	13:14	15:14	18:09
黒田	10:00	13:15	15:15	18:10
小西	10:01	13:16	15:16	18:11
奥小西	10:01	13:16	15:16	18:11
かじや(里山交流研修センター前)	10:03	13:18	15:18	18:13
丹の国荘前	10:05	13:20	15:20	18:15
小畑ライスセンター前	10:06	13:21	15:21	18:16
小畑中	10:06	13:21	15:21	18:16
松原	10:07	13:22	15:22	18:17
原貝	10:07	13:22	15:22	18:17
奥新庄	10:09	13:24	15:24	18:19
諏訪神社前	10:11	13:26	15:26	18:21
西坂集荷場前	10:12	13:27	15:27	18:22
満福寺下	10:13	13:28	15:28	18:23
九社神社前	10:14	13:29	15:29	18:24

# 篠田桜が丘線

深山⇒市立病院前⇒綾部駅南口

深 山	7:00	10:15	13:15	16:15
篠 田	7:02	10:17	13:17	16:17
別 所	7:04	10:19	13:19	16:19
別 所 口	7:05	10:20	13:20	16:20
上 向 田	7:07	10:22	13:22	16:22
下 向 田	7:07	10:22	13:22	16:22
若 宮 神 社	7:09	10:24	13:24	16:24
丸 山	7:10	10:25	13:25	16:25
何 北 中 学 校 前	7:11	10:26	13:26	16:26
上 市	7:12	10:27	13:27	16:27
物 部 会 館 前	7:16	10:31	13:31	16:31
白 道 路	7:17	10:32	13:32	16:32
極 楽 寺	7:18	10:33	13:33	16:33
佐 里	7:20	10:35	13:35	16:35
小 呂	7:22	10:37	13:37	16:37
星 原	7:23	10:38	13:38	16:38
日 東 精 工 城 山 工 場 前	7:25	10:40	13:40	16:40
高 倉 公 園 前	7:26	10:41	13:41	16:41
桜 が 丘 団 地	7:28	10:43	13:43	16:43
多 田	7:30	10:45	13:45	16:45
有 岡	7:32	10:47	13:47	16:47
JA 吉 美 前	7:33	10:48	13:48	16:48
清 山 荘 前	↓	10:50	13:50	16:50
中 丹 文 化 会 館 前	↓	10:50	13:50	16:50
里	7:34	10:52	13:52	16:52
市 立 病 院 前	7:40	10:56	13:56	16:56
綾 部 駅 北 口	7:42	10:58	13:58	16:58
バザールタウン前	7:44	11:00	14:00	17:00
綾 部 駅 南 口	7:47	11:03	14:03	17:03

綾部駅南口⇒市立病院前⇒深山

綾 部 駅 南 口	9:13	12:13	15:13	18:13
バザールタウン前	9:15	12:15	15:15	18:15
綾 部 駅 北 口	9:17	12:17	15:17	18:17
市 立 病 院 前	9:20	12:20	15:20	18:20
里	9:24	12:24	15:24	18:24
清 山 荘 前	9:26	12:26	15:26	↓
中 丹 文 化 会 館 前	9:26	12:26	15:26	↓
JA 吉 美 前	9:28	12:28	15:28	18:25
有 岡	9:29	12:29	15:29	18:26
多 田	9:31	12:31	15:31	18:28
桜 が 丘 団 地	9:33	12:33	15:33	18:30
高 倉 公 園 前	9:35	12:35	15:35	18:32
日 東 精 工 城 山 工 場 前	9:36	12:36	15:36	18:33
星 原	9:38	12:38	15:38	18:35
小 呂	9:39	12:39	15:39	18:36
佐 里	9:41	12:41	15:41	18:38
極 楽 寺	9:43	12:43	15:43	18:40
白 道 路	9:44	12:44	15:44	18:41
物 部 会 館 前	9:45	12:45	15:45	18:42
上 市	9:49	12:49	15:49	18:46
何 北 中 学 校 前	9:50	12:50	15:50	18:47
丸 山	9:51	12:51	15:51	18:48
若 宮 神 社 前	9:52	12:52	15:52	18:49
下 向 田	9:53	12:53	15:53	18:50
上 向 田	9:53	12:53	15:53	18:50
別 所 口	9:54	12:54	15:54	18:51
別 所	9:56	12:56	15:56	18:53
篠 田	9:59	12:59	15:59	18:56
深 山	10:01	13:01	16:01	18:58



## 黒谷線

黒谷和紙会館前⇒綾部駅南口⇒市立病院前

黒谷和紙会館前	8:35	10:35	13:55	16:55
於 与 岐 口	8:37	10:37	13:57	16:57
上 杉	8:38	10:38	13:58	16:58
東八田小学校前	8:39	10:39	13:59	16:59
大 石	8:40	10:40	14:00	17:00
八田診療所前	8:41	10:41	14:01	17:01
梅迫駅(東八田公民館前)	8:42	10:42	14:02	17:02
梅迫郵便局前	8:43	10:43	14:03	17:03
梅迫公民館下	8:44	10:44	14:04	17:04
安国寺前	8:45	10:45	14:05	17:05
安国寺和田口	8:46	10:46	14:06	17:06
中 山 橋	8:47	10:47	14:07	17:07
淵 垣 駅	8:51	10:51	14:11	17:11
淵垣グラウンド下	8:52	10:52	14:12	17:12
あやべ台前	8:52	10:52	14:12	17:12
下 八 田	8:53	10:53	14:13	17:13
京 セ ラ 前	8:54	10:54	14:14	17:14
丹波大橋	8:58	10:58	14:18	17:18
綾高東分校前	8:59	10:59	14:19	17:19
西町二丁目	9:00	11:00	14:20	17:20
綾部駅南口	9:02	11:02	14:22	17:22
西町二丁目	9:04	11:04	14:24	17:24
京都府総合庁舎前	9:05	11:05	14:25	17:25
青野(サクラティエ前)	9:06	11:06	14:26	17:26
あやべグンゼスクエア前	9:07	11:07	14:27	17:27
白瀬橋南(由良川花庭園前)	9:07	11:07	14:27	17:27
市立病院前	9:09	11:09	14:29	17:29

市立病院前⇒綾部駅南口⇒黒谷和紙会館前

市立病院前	7:50	9:50	13:10	16:10
白瀬橋南(由良川花庭園前)	7:51	9:51	13:11	16:11
あやべグンゼスクエア前	7:52	9:52	13:12	16:12
青野(サクラティエ前)	7:53	9:53	13:13	16:13
京都府総合庁舎前	7:54	9:54	13:14	16:14
西町二丁目	7:55	9:55	13:15	16:15
綾部駅南口	7:57	9:57	13:17	16:17
西町二丁目	7:59	9:59	13:19	16:19
綾高東分校前	8:00	10:00	13:20	16:20
丹波大橋	8:01	10:01	13:21	16:21
京 セ ラ 前	8:05	10:05	13:25	16:25
下 八 田	8:06	10:06	13:26	16:26
あやべ台前	8:07	10:07	13:27	16:27
淵垣グラウンド下	8:07	10:07	13:27	16:27
淵 垣 駅	8:08	10:08	13:28	16:28
中 山 橋	8:12	10:12	13:32	16:32
安国寺和田口	8:13	10:13	13:33	16:33
安国寺前	8:14	10:14	13:34	16:34
梅迫公民館下	8:15	10:15	13:35	16:35
梅迫郵便局前	8:16	10:16	13:36	16:36
梅迫駅(東八田公民館前)	8:17	10:17	13:37	16:37
八田診療所前	8:18	10:18	13:38	16:38
大 石	8:19	10:19	13:39	16:39
東八田小学校前	8:20	10:20	13:40	16:40
上 杉	8:21	10:21	13:41	16:41
於 与 岐 口	8:22	10:22	13:42	16:42
黒谷和紙会館前	8:24	10:24	13:44	16:44

## 西八田線

総合運動公園前⇒綾部駅南口⇒市立病院前

総合運動公園前	7:50	9:30	12:30	15:30
高 槻 堂 前	7:51	9:31	12:31	15:31
高 槻 観 音 堂	7:52	9:32	12:32	15:32
高 槻	7:52	9:32	12:32	15:32
金 里	7:54	9:34	12:34	15:34
七 百 石	7:55	9:35	12:35	15:35
上八田町勢期	7:56	9:36	12:36	15:36
上八田町寺垣	7:57	9:37	12:37	15:37
中筋町西屋	7:58	9:38	12:38	15:38
大 日	7:59	9:39	12:39	15:39
中 筋	8:00	9:40	12:40	15:40
島万神社前	8:01	9:41	12:41	15:41
岡安郵便局前	8:02	9:42	12:42	15:42
岡安(西八田小学校前)	8:03	9:43	12:43	15:43
淵 垣 駅	8:05	9:45	12:45	15:45
淵垣グラウンド下	8:06	9:46	12:46	15:46
あやべ台前	8:07	9:47	12:47	15:47
下 八 田	8:08	9:48	12:48	15:48
京 セ ラ 前	8:09	9:49	12:49	15:49
丹波大橋	8:14	9:54	12:54	15:54
綾高東分校前	8:15	9:55	12:55	15:55
西町二丁目	8:16	9:56	12:56	15:56
綾部駅南口	8:18	9:58	12:58	15:58
西町二丁目	8:20	10:00	13:00	16:00
京都府総合庁舎前	8:21	10:01	13:01	16:01
青野(サクラティエ前)	8:22	10:02	13:02	16:02
あやべグンゼスクエア前	8:23	10:03	13:03	16:03
白瀬橋南(由良川花庭園前)	8:23	10:03	13:03	16:03
市立病院前	8:25	10:05	13:05	16:05

市立病院前⇒綾部駅南口⇒総合運動公園前

市立病院前	8:40	11:40	14:40	17:40
白瀬橋南(由良川花庭園前)	8:41	11:41	14:41	17:41
あやべグンゼスクエア前	8:42	11:42	14:42	17:42
青野(サクラティエ前)	8:43	11:43	14:43	17:43
京都府総合庁舎前	8:44	11:44	14:44	17:44
西町二丁目	8:45	11:45	14:45	17:45
綾部駅南口	8:47	11:47	14:47	17:47
西町二丁目	8:49	11:49	14:49	17:49
綾高東分校前	8:50	11:50	14:50	17:50
丹波大橋	8:52	11:52	14:52	17:52
京 セ ラ 前	8:56	11:56	14:56	17:56
下 八 田	8:57	11:57	14:57	17:57
あやべ台前	8:58	11:58	14:58	17:58
淵垣グラウンド下	8:59	11:59	14:59	17:59
淵 垣 駅	9:00	12:00	15:00	18:00
岡安(西八田小学校前)	9:02	12:02	15:02	18:02
岡安郵便局前	9:03	12:03	15:03	18:03
島万神社前	9:04	12:04	15:04	18:04
中 筋	9:05	12:05	15:05	18:05
大 日	9:06	12:06	15:06	18:06
中筋町西屋	9:07	12:07	15:07	18:07
上八田町寺垣	9:08	12:08	15:08	18:08
上八田町勢期	9:09	12:09	15:09	18:09
七 百 石	9:10	12:10	15:10	18:10
金 里	9:11	12:11	15:11	18:11
高 槻 観 音 堂	9:13	12:13	15:13	18:13
高 槻 観 音 堂	9:13	12:13	15:13	18:13
高 槻 堂 前	9:14	12:14	15:14	18:14
総合運動公園前	9:15	12:15	15:15	18:15

# 紫水ヶ丘公園線

紫水ヶ丘公園前⇒綾部駅南口⇒市立病院前

紫水ヶ丘公園前	7:30	9:00	11:45	14:45	16:45
紫水ヶ丘団地西	7:31	9:01	11:46	14:46	16:46
紫水ヶ丘団地東	7:32	9:02	11:47	14:47	16:47
若宮酒造前	7:33	9:03	11:48	14:48	16:48
丹波大橋	7:35	9:05	11:50	14:50	16:50
綾高東分校前	7:37	9:07	11:52	14:52	16:52
西町二丁目	7:38	9:08	11:53	14:53	16:53
綾部駅南口	7:40	9:10	11:55	14:55	16:55
協立診療所前	7:42	9:12	11:57	14:57	16:57
西町(I・Tビル前)	7:43	9:13	11:58	14:58	16:58
アイタウン二番街	7:43	9:13	11:58	14:58	16:58
バザールタウン前	7:45	9:15	12:00	15:00	17:00
あやベグンゼスクエア前	7:46	9:16	12:01	15:01	17:01
白瀬橋南(由良川花庭園前)	7:46	9:16	12:01	15:01	17:01
市立病院前	7:48	9:18	12:03	15:03	17:03

市立病院前⇒綾部駅南口⇒紫水ヶ丘公園前

市立病院前	8:35	11:20	14:20	16:20	18:00
白瀬橋南(由良川花庭園前)	8:36	11:21	14:21	16:21	18:01
あやベグンゼスクエア前	8:37	11:22	14:22	16:22	18:02
バザールタウン前	8:38	11:23	14:23	16:23	18:03
アイタウン二番街	8:40	11:25	14:25	16:25	18:05
西町(I・Tビル前)	8:40	11:25	14:25	16:25	18:05
協立診療所前	8:41	11:26	14:26	16:26	18:06
綾部駅南口	8:43	11:28	14:28	16:28	18:08
西町二丁目	8:45	11:30	14:30	16:30	18:10
綾高東分校前	8:46	11:31	14:31	16:31	18:11
丹波大橋	8:48	11:33	14:33	16:33	18:13
若宮酒造前	8:49	11:34	14:34	16:34	18:14
紫水ヶ丘団地東	8:51	11:36	14:36	16:36	18:16
紫水ヶ丘団地西	8:52	11:37	14:37	16:37	18:17
紫水ヶ丘公園前	8:53	11:38	14:38	16:38	18:18

令和2年6月 あやバス各時刻毎の平均乗車人員実績

別紙2

路線名	便	時刻	行先等	全日 (30日)		平日 (22日)		土日祝 (8日)		(4日)		(4日)		
				計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均	
上林線	1	6:47	市立病院方面	388	12.9	22	356	16.2	32	4	18	4.5	14	3.5
上林線	2	7:27	市立病院方面	750	25	42	709	32.2	41	5.1	35	8.8	6	1.5
上林線	3	7:36	市立病院方面	196	6.5	11	168	7.6	28	3.5	16	4	12	3
上林線	4	8:45	市立病院方面	332	11.1	21	257	11.7	75	9.4	46	11.5	29	7.3
上林線	5	9:45	市立病院方面	260	8.7	14	220	10	40	5	20	5	20	5
上林線	6	10:45	市立病院方面	172	5.7	18	122	5.5	50	6.3	18	4.5	32	8
上林線	7	11:45	市立病院方面	130	4.3	8	100	4.5	30	3.8	18	4.5	12	3
上林線	8	12:45	市立病院方面	133	4.4	8	105	4.8	28	3.5	17	4.3	11	2.8
上林線	9	13:45	市立病院方面	76	2.5	6	60	2.7	16	2	7	1.8	9	2.3
上林線	10	14:45	市立病院方面	82	2.7	7	65	3	17	2.1	7	1.8	10	2.5
上林線	11	15:45	市立病院方面	155	5.2	11	140	6.4	15	1.9	9	2.3	6	1.5
上林線	12	16:45	市立病院方面	67	2.2	5	50	2.3	17	2.1	5	1.3	12	3
上林線	13	17:45	市立病院方面	78	2.6	8	62	2.8	16	2	7	1.8	9	2.3
上林線			市立病院方面	2,819	94		2,414	109.7	405	50.6	223	55.8	182	45.5
上林線	1	8:00	上林方面	151	5	10	145	6.6	6	0.8	6	1.5	0	0
上林線	2	8:45	上林方面	120	4	17	87	4	33	4.1	12	3	21	5.3
上林線	3	9:45	上林方面	152	5.1	10	126	5.7	26	3.3	21	5.3	5	1.3
上林線	4	10:45	上林方面	194	6.5	14	161	7.3	33	4.1	25	6.3	8	2
上林線	5	11:45	上林方面	253	8.4	15	206	9.4	47	5.9	26	6.5	21	5.3
上林線	6	12:45	上林方面	149	5	11	116	5.3	33	4.1	15	3.8	18	4.5
上林線	7	13:45	上林方面	166	5.5	10	128	5.8	38	4.8	22	5.5	16	4
上林線	8	14:45	上林方面	176	5.9	16	133	6	43	5.4	15	3.8	28	7
上林線	9	15:45	上林方面	216	7.2	15	182	8.3	34	4.3	14	3.5	20	5
上林線	10	16:45	上林方面	438	14.6	27	407	18.5	31	3.9	18	4.5	13	3.3
上林線	11	17:45	上林方面	194	6.5	12	155	7	39	4.9	17	4.3	22	5.5
上林線	12	18:45	上林方面	300	10	15	255	11.6	45	5.6	22	5.5	23	5.8
上林線			上林方面	2,509	83.6		2,101	95.5	408	51	213	53.3	195	48.8
於見市野瀬線	1	9:05	大町方面 (於見から)	32	1.1	4	29	1.3	3	0.4	2	0.5	1	0.3
於見市野瀬線	2	11:21	大町方面 (於見から)	18	0.6	2	14	0.6	4	0.5	0	0	4	1
於見市野瀬線	3	13:21	大町方面 (於見から)	16	0.5	3	13	0.6	3	0.4	1	0.3	2	0.5
於見市野瀬線	4	15:05	大町方面 (於見から)	10	0.3	4	5	0.2	5	0.6	4	1	1	0.3
於見市野瀬線	5	17:21	大町方面 (於見から)	5	0.2	1	3	0.1	2	0.3	1	0.3	1	0.3

於見市野瀬線	大町方面(於見から)	81	2.7		64	2.9	17	2.1	8	2	9	2.3
於見市野瀬線	於身方面	44	1.5	3	36	1.6	8	1	5	1.3	3	0.8
於見市野瀬線	於身方面	44	1.5	5	39	1.8	5	0.6	4	1	1	0.3
於見市野瀬線	於身方面	26	0.9	4	24	1.1	2	0.3	0	0	2	0.5
於見市野瀬線	於身方面	18	0.6	4	10	0.5	8	1	6	1.5	2	0.5
於見市野瀬線	於身方面	132	4.4		109	5	23	2.9	15	3.8	8	2
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	30	1	3	29	1.3	1	0.1	0	0	1	0.3
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	29	1	4	28	1.3	1	0.1	0	0	1	0.3
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	30	1	3	27	1.2	3	0.4	3	0.8	0	0
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	32	1.1	3	22	1	10	1.3	5	1.3	5	1.3
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	2	0.1	1	2	0.1	0	0	0	0	0	0
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	2	0.1	1	1	0	1	0.1	0	0	1	0.3
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	125	4.2		109	5	16	2	8	2	8	2
於見市野瀬線	市野瀬方面	25	0.8	3	24	1.1	1	0.1	1	0.3	0	0
於見市野瀬線	市野瀬方面	15	0.5	2	9	0.4	6	0.8	5	1.3	1	0.3
於見市野瀬線	市野瀬方面	5	0.2	1	3	0.1	2	0.3	0	0	2	0.5
於見市野瀬線	市野瀬方面	39	1.3	3	36	1.6	3	0.4	2	0.5	1	0.3
於見市野瀬線	市野瀬方面	84	2.8		72	3.3	12	1.5	8	2	4	1
東西線	市立病院方面	198	6.6	10	165	7.5	33	4.1	24	6	9	2.3
東西線	市立病院方面	198	6.6	11	148	6.7	50	6.3	29	7.3	21	5.3
東西線	市立病院方面	102	3.4	8	73	3.3	29	3.6	14	3.5	15	3.8
東西線	市立病院方面	81	2.7	10	64	2.9	17	2.1	5	1.3	12	3
東西線	市立病院方面	87	2.9	5	69	3.1	18	2.3	8	2	10	2.5
東西線	市立病院方面	41	1.4	6	25	1.1	16	2	6	1.5	10	2.5
東西線	市立病院方面	46	1.5	4	38	1.7	8	1	3	0.8	5	1.3
東西線	市立病院方面	35	1.2	3	20	0.9	15	1.9	8	2	7	1.8
東西線	市立病院方面	66	2.2	6	63	2.9	3	0.4	1	0.3	2	0.5
東西線	市立病院方面	54	1.8	5	40	1.8	14	1.8	11	2.8	3	0.8
東西線	市立病院方面	11	0.4	3	11	0.5	0	0	0	0	0	0
東西線	市立病院方面	919	30.6		716	32.5	203	25.4	109	27.3	94	23.5
東西線	高津コミセン方面	134	4.5	11	104	4.7	30	3.8	18	4.5	12	3
東西線	高津コミセン方面	147	4.9	9	122	5.5	25	3.1	18	4.5	7	1.8
東西線	高津コミセン方面	122	4.1	10	84	3.8	38	4.8	26	6.5	12	3
東西線	高津コミセン方面	139	4.6	9	120	5.5	19	2.4	9	2.3	10	2.5
東西線	高津コミセン方面	70	2.3	6	61	2.8	9	1.1	5	1.3	4	1
東西線	高津コミセン方面	133	4.4	12	110	5	23	2.9	12	3	11	2.8

東西線	高津コミセン方面	7	15:30	68	2.3	5	54	2.5	14	1.8	8	2	6	1.5
東西線	高津コミセン方面	8	16:30	70	2.3	7	58	2.6	12	1.5	8	2	4	1
東西線	高津コミセン方面	9	17:30	101	3.4	7	91	4.1	10	1.3	6	1.5	4	1
東西線	高津コミセン方面	10	18:30	45	1.5	4	41	1.9	4	0.5	3	0.8	1	0.3
東西線	高津コミセン方面			1,029	34.3		845	38.4	184	23	113	28.3	71	17.8
志賀南北線	市立病院方面	1	7:01	141	4.7	11	141	6.4	0	0	0	0	0	0
志賀南北線	市立病院方面	2	7:35	345	11.5	18	287	13	58	7.3	42	10.5	16	4
志賀南北線	市立病院方面	3	9:12	290	9.7	16	229	10.4	61	7.6	40	10	21	5.3
志賀南北線	市立病院方面	4	10:16	372	12.4	19	317	14.4	55	6.9	34	8.5	21	5.3
志賀南北線	市立病院方面	5	11:13	133	4.4	9	101	4.6	32	4	13	3.3	19	4.8
志賀南北線	市立病院方面	6	12:16	244	8.1	16	192	8.7	52	6.5	35	8.8	17	4.3

志賀南北線	7	13:12	107	3.6	8	72	3.3	35	4.4	22	5.5	13	3.3
市立病院方面													
志賀南北線	8	14:16	124	4.1	8	95	4.3	29	3.6	13	3.3	16	4
市立病院方面													
志賀南北線	9	15:12	71	2.4	6	55	2.5	16	2	11	2.8	5	1.3
市立病院方面													
志賀南北線	10	16:16	121	4	8	105	4.8	16	2	5	1.3	11	2.8
市立病院方面													
志賀南北線	11	17:13	83	2.8	8	74	3.4	9	1.1	5	1.3	4	1
市立病院方面													
志賀南北線	12	18:16	8	0.3	2	8	0.4	0	0	0	0	0	0
市立病院方面													
志賀南北線			2,039	68		1,676	76.2	363	45.4	220	55	143	35.8
志賀南北線	1	8:34	49	1.6	4	49	2.2	0	0	0	0	0	0
志賀郷方面													
志賀南北線	2	9:13	274	9.1	17	220	10	54	6.8	31	7.8	23	5.8
志賀郷方面													
志賀南北線	3	10:34	73	2.4	6	55	2.5	18	2.3	14	3.5	4	1
志賀郷方面													
志賀南北線	4	11:13	374	12.5	21	301	13.7	73	9.1	55	13.8	18	4.5
志賀郷方面													
志賀南北線	5	12:34	129	4.3	10	111	5	18	2.3	16	4	2	0.5
志賀郷方面													
志賀南北線	6	13:13	191	6.4	11	154	7	37	4.6	20	5	17	4.3
志賀郷方面													
志賀南北線	7	14:34	89	3	8	51	2.3	38	4.8	26	6.5	12	3
志賀郷方面													
志賀南北線	8	15:13	178	5.9	15	149	6.8	29	3.6	17	4.3	12	3
志賀郷方面													
志賀南北線	9	16:34	251	8.4	16	220	10	31	3.9	19	4.8	12	3
志賀郷方面													
志賀南北線	10	17:13	137	4.6	10	120	5.5	17	2.1	10	2.5	7	1.8
志賀郷方面													
志賀南北線	11	18:13	100	3.3	8	82	3.7	18	2.3	10	2.5	8	2
志賀郷方面													
志賀南北線	12	19:34	31	1	3	31	1.4	0	0	0	0	0	0
志賀郷方面													
志賀南北線			1,876	62.5		1,543	70.1	333	41.6	218	54.5	115	28.8
西坂線	1	7:00	51	1.7	4	47	2.1	4	0.5	3	0.8	1	0.3
綾部駅方面													
西坂線	2	10:20	154	5.1	11	120	5.5	34	4.3	19	4.8	15	3.8
綾部駅方面													
西坂線	3	13:40	75	2.5	6	53	2.4	22	2.8	13	3.3	9	2.3
綾部駅方面													
西坂線	4	15:40	23	0.8	3	16	0.7	7	0.9	2	0.5	5	1.3
綾部駅方面													
西坂線			303	10.1		236	10.7	67	8.4	37	9.3	30	7.5
九社神社方面													
西坂線	1	9:28	19	0.6	3	17	0.8	2	0.3	2	0.5	0	0
九社神社方面													
西坂線	2	12:43	114	3.8	8	91	4.1	23	2.9	13	3.3	10	2.5
九社神社方面													
西坂線	3	14:43	40	1.3	6	31	1.4	9	1.1	8	2	1	0.3
九社神社方面													
西坂線	4	17:43	36	1.2	4	32	1.5	4	0.5	2	0.5	2	0.5
九社神社方面													
西坂線			209	7		171	7.8	38	4.8	25	6.3	13	3.3
九社神社方面													
篠田桜が丘線	1	7:00	136	4.5	9	106	4.8	30	3.8	18	4.5	12	3
綾部駅方面													
篠田桜が丘線	2	10:10	177	5.9	16	147	6.7	30	3.8	20	5	10	2.5
綾部駅方面													
篠田桜が丘線	3	13:10	51	1.7	6	50	2.3	1	0.1	1	0.3	0	0
綾部駅方面													
篠田桜が丘線	4	16:10	10	0.3	3	8	0.4	2	0.3	1	0.3	1	0.3
綾部駅方面													
篠田桜が丘線			374	12.5		311	14.1	63	7.9	40	10	23	5.8
綾部駅方面													
篠田桜が丘線	1	9:18	31	1	3	30	1.4	1	0.1	1	0.3	0	0
深山方面													

篠田桜が丘線	深山方面	2	12:18	119	4	8	101	4.6	18	2.3	15	3.8	3	0.8
篠田桜が丘線	深山方面	3	15:18	93	3.1	7	79	3.6	14	1.8	6	1.5	8	2
篠田桜が丘線	深山方面	4	18:18	60	2	5	52	2.4	8	1	2	0.5	6	1.5
篠田桜が丘線	深山方面			303	10.1		262	11.9	41	5.1	24	6	17	4.3
黒谷線	市立病院方面	1	8:35	144	4.8	10	120	5.5	24	3	15	3.8	9	2.3
黒谷線	市立病院方面	2	10:35	170	5.7	12	136	6.2	34	4.3	21	5.3	13	3.3
黒谷線	市立病院方面	3	13:55	42	1.4	5	35	1.6	7	0.9	3	0.8	4	1
黒谷線	市立病院方面	4	16:55	41	1.4	3	38	1.7	3	0.4	1	0.3	2	0.5
黒谷線	市立病院方面			397	13.2		329	15	68	8.5	40	10	28	7
黒谷線	黒谷和紙会館方面	1	7:50	51	1.7	4	49	2.2	2	0.3	1	0.3	1	0.3
黒谷線	黒谷和紙会館方面	2	9:50	60	2	10	45	2	15	1.9	13	3.3	2	0.5
黒谷線	黒谷和紙会館方面	3	13:10	187	6.2	11	158	7.2	29	3.6	19	4.8	10	2.5
黒谷線	黒谷和紙会館方面	4	16:10	72	2.4	8	62	2.8	10	1.3	7	1.8	3	0.8
黒谷線	黒谷和紙会館方面			370	12.3		314	14.3	56	7	40	10	16	4
西八田線	市立病院方面	1	7:50	137	4.6	9	129	5.9	8	1	5	1.3	3	0.8
西八田線	市立病院方面	2	9:30	160	5.3	10	137	6.2	23	2.9	11	2.8	12	3
西八田線	市立病院方面	3	12:30	50	1.7	3	38	1.7	12	1.5	7	1.8	5	1.3
西八田線	市立病院方面	4	15:30	36	1.2	4	30	1.4	6	0.8	2	0.5	4	1
西八田線	市立病院方面			383	12.8		334	15.2	49	6.1	25	6.3	24	6
西八田線	総合運動公園方面	1	8:40	11	0.4	3	5	0.2	6	0.8	2	0.5	4	1
西八田線	総合運動公園方面	2	11:40	130	4.3	10	108	4.9	22	2.8	13	3.3	9	2.3
西八田線	総合運動公園方面	3	14:40	71	2.4	6	55	2.5	16	2	12	3	4	1
西八田線	総合運動公園方面	4	17:40	62	2.1	4	42	1.9	20	2.5	10	2.5	10	2.5
西八田線	総合運動公園方面			274	9.1		210	9.5	64	8	37	9.3	27	6.8
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	1	7:30	11	0.4	1	11	0.5	0	0	0	0	0	0
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	2	9:00	40	1.3	4	34	1.5	6	0.8	4	1	2	0.5
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	3	11:50	55	1.8	6	42	1.9	13	1.6	10	2.5	3	0.8
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	4	14:50	19	0.6	3	19	0.9	0	0	0	0	0	0
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面	5	17:00	8	0.3	2	5	0.2	3	0.4	2	0.5	1	0.3
紫水ヶ丘公園線	市立病院方面			133	4.4		111	5	22	2.8	16	4	6	1.5
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	1	8:35	6	0.2	1	5	0.2	1	0.1	1	0.3	0	0
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	2	11:25	62	2.1	5	52	2.4	10	1.3	5	1.3	5	1.3
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	3	14:25	48	1.6	5	39	1.8	9	1.1	8	2	1	0.3
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	4	16:35	24	0.8	3	24	1.1	0	0	0	0	0	0
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面	5	18:00	15	0.5	2	13	0.6	2	0.3	2	0.5	0	0
紫水ヶ丘公園線	紫水ヶ丘公園方面			155	5.2		133	6	22	2.8	16	4	6	1.5

14,514	483.8	12,060	548.2	2454	306.8	1,435	358.8	1,019	254.8
--------	-------	--------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------



令和5年6月 あやバス各時刻毎の平均乗車人員実績

路線名	便	時刻	行先等	全日 (30日)		平日 (22日)		土日祝 (8日)		(4日)		(4日)	
				1日平均	一日最大	計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均	計	1日平均
上林線	1	※6:47	市立病院方面	10.9	19	307	14	21	2.6	15	3.8	6	1.5
上林線	2	7:27	市立病院方面	16.8	26	461	21	42	5.3	34	8.5	8	2
上林線	3	7:36	市立病院方面	7.2	22	152	6.9	65	8.1	47	11.8	18	4.5
上林線	4	8:45	市立病院方面	10.8	18	255	11.6	68	8.5	44	11	24	6
上林線	5	9:45	市立病院方面	9.9	19	235	10.7	62	7.8	37	9.3	25	6.3
上林線	6	10:45	市立病院方面	4.2	11	97	4.4	30	3.8	22	5.5	8	2
上林線	7	11:45	市立病院方面	4.3	12	93	4.2	36	4.5	14	3.5	22	5.5
上林線	8	12:45	市立病院方面	4.6	11	109	5	29	3.6	19	4.8	10	2.5
上林線	9	13:45	市立病院方面	4.2	12	96	4.4	31	3.9	12	3	19	4.8
上林線	10	14:45	市立病院方面	3	7	71	3.2	18	2.3	10	2.5	8	2
上林線	11	15:45	市立病院方面	5.9	11	149	6.8	28	3.5	14	3.5	14	3.5
上林線	12	16:45	市立病院方面	3.2	8	74	3.4	22	2.8	13	3.3	9	2.3
上林線	13	17:45	市立病院方面	2	5	39	1.8	21	2.6	10	2.5	11	2.8
上林線			市立病院方面	87		2,138	97.2	473	59.1	291	72.8	182	45.5
上林線	1	8:00	上林方面	7.9	14	217	9.9	19	2.4	15	3.8	4	1
上林線	2	8:45	上林方面	3	6	74	3.4	17	2.1	11	2.8	6	1.5
上林線	3	9:45	上林方面	3.7	8	71	3.2	41	5.1	28	7	13	3.3
上林線	4	10:45	上林方面	6.2	15	134	6.1	51	6.4	37	9.3	14	3.5
上林線	5	11:45	上林方面	9.7	16	223	10.1	67	8.4	44	11	23	5.8
上林線	6	12:45	上林方面	5.3	10	126	5.7	33	4.1	20	5	13	3.3
上林線	7	13:45	上林方面	5.7	12	122	5.5	49	6.1	35	8.8	14	3.5
上林線	8	14:45	上林方面	5.3	12	123	5.6	37	4.6	21	5.3	16	4
上林線	9	15:45	上林方面	9.2	18	225	10.2	50	6.3	35	8.8	15	3.8
上林線	10	16:45	上林方面	11.8	23	308	14	47	5.9	33	8.3	14	3.5
上林線	11	17:45	上林方面	7.7	18	207	9.4	25	3.1	11	2.8	14	3.5
上林線	12	18:45	上林方面	7.7	15	200	9.1	32	4	14	3.5	18	4.5
上林線			上林方面	83.3		2,030	92.3	468	58.5	304	76	164	41
於見市野瀬線	1	9:05	大町方面 (於見から)	0.8	5	19	0.9	5	0.6	4	1	1	0.3
於見市野瀬線	2	11:21	大町方面 (於見から)	0.5	2	11	0.5	5	0.6	2	0.5	3	0.8
於見市野瀬線	3	13:21	大町方面 (於見から)	0.8	5	17	0.8	7	0.9	3	0.8	4	1
於見市野瀬線	4	15:05	大町方面 (於見から)	1.8	9	38	1.7	17	2.1	8	2	9	2.3
於見市野瀬線	5	17:21	大町方面 (於見から)	0.4	4	5	0.2	7	0.9	3	0.8	4	1
於見市野瀬線			大町方面 (於見から)	4.4		90	4.1	41	5.1	20	5	21	5.3

於見市野瀬線	於身方面	1	10:28	39	1.3	3	29	1.3	10	1.3	6	1.5	4	1
於見市野瀬線	於身方面	2	12:44	28	0.9	4	24	1.1	4	0.5	3	0.8	1	0.3
於見市野瀬線	於身方面	3	14:28	40	1.3	6	32	1.5	8	1	5	1.3	3	0.8
於見市野瀬線	於身方面	4	16:44	23	0.8	4	22	1	1	0.1	1	0.3	0	0
於見市野瀬線	於身方面	130	4.3	107	4.9	23	107	4.9	23	2.9	15	3.8	8	2
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	1	6:50	29	1	2	29	1.3	0	0	0	0	0	0
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	2	7:30	31	1	3	27	1.2	4	0.5	2	0.5	2	0.5
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	3	9:36	44	1.5	4	35	1.6	9	1.1	6	1.5	3	0.8
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	4	12:36	12	0.4	1	8	0.4	4	0.5	2	0.5	2	0.5
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	5	15:36	7	0.2	2	0	0	7	0.9	0	0	7	1.8
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	6	16:36	35	1.2	2	30	1.4	5	0.6	3	0.8	2	0.5
於見市野瀬線	大町方面(市野瀬から)	158	5.3	129	5.9	29	129	5.9	29	3.6	13	3.3	16	4
於見市野瀬線	市野瀬方面	1	12:28	54	1.8	7	40	1.8	14	1.8	5	1.3	9	2.3
於見市野瀬線	市野瀬方面	2	15:36	18	0.6	3	11	0.5	7	0.9	4	1	3	0.8
於見市野瀬線	市野瀬方面	3	16:28	20	0.7	2	17	0.8	3	0.4	3	0.8	0	0
於見市野瀬線	市野瀬方面	39	1.3	3	38	1.7	3	38	1.7	1	0.1	0	1	0.3
於見市野瀬線	市野瀬方面	131	4.4	106	4.8	25	106	4.8	25	3.1	12	3	13	3.3
東西線	市立病院方面	1	9:05	182	6.1	10	147	6.7	35	4.4	21	5.3	14	3.5
東西線	市立病院方面	2	10:05	180	6	11	142	6.5	38	4.8	23	5.8	15	3.8
東西線	市立病院方面	3	11:05	96	3.2	6	74	3.4	22	2.8	13	3.3	9	2.3
東西線	市立病院方面	4	12:05	69	2.3	7	54	2.5	15	1.9	11	2.8	4	1
東西線	市立病院方面	78	2.6	6	59	2.7	19	2.4	19	2.4	8	2	11	2.8
東西線	市立病院方面	59	2	5	47	2.1	12	1.5	12	1.5	5	1.3	7	1.8
東西線	市立病院方面	55	1.8	6	33	1.5	22	2.8	22	2.8	14	3.5	8	2
東西線	市立病院方面	44	1.5	4	32	1.5	12	1.5	12	1.5	9	2.3	3	0.8
東西線	市立病院方面	84	2.8	6	70	3.2	14	1.8	14	1.8	7	1.8	7	1.8
東西線	市立病院方面	48	1.6	7	42	1.9	6	0.8	6	0.8	1	0.3	5	1.3
東西線	市立病院方面	22	0.7	6	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0
東西線	市立病院方面	917	30.6	722	32.8	195	722	32.8	195	24.4	112	28	83	20.8
東西線	高津コミセン方面	150	5	9	120	5.5	30	3.8	30	3.8	15	3.8	15	3.8
東西線	高津コミセン方面	130	4.3	9	105	4.8	25	3.1	25	3.1	14	3.5	11	2.8
東西線	高津コミセン方面	130	4.3	8	107	4.9	23	2.9	23	2.9	16	4	7	1.8
東西線	高津コミセン方面	137	4.6	9	109	5	28	3.5	28	3.5	18	4.5	10	2.5
東西線	高津コミセン方面	83	2.8	10	65	3	18	2.3	18	2.3	12	3	6	1.5
東西線	高津コミセン方面	102	3.4	7	82	3.7	20	2.5	20	2.5	7	1.8	13	3.3
東西線	高津コミセン方面	86	2.9	6	70	3.2	16	3.2	16	2	13	3.3	3	0.8
東西線	高津コミセン方面	74	2.5	8	54	2.5	20	2.5	20	2.5	10	2.5	10	2.5
東西線	高津コミセン方面	123	4.1	7	115	5.2	8	5.2	8	1	6	1.5	2	0.5

東西線	高津コミセン方面	10	18:30	37	1.2	6	36	1.6	1	0.1	1	0.3	0	0
東西線	高津コミセン方面			1,052	35.1		863	39.2	189	23.6	112	28	77	19.3
志賀南北線	市立病院方面	1	※7:01	127	4.2	9	127	5.8	0	0	0	0	0	0
志賀南北線	市立病院方面	2	7:35	437	14.6	22	389	17.7	48	6	32	8	16	4
志賀南北線	市立病院方面	3	9:12	285	9.5	14	223	10.1	62	7.8	42	10.5	20	5
志賀南北線	市立病院方面	4	10:16	297	9.9	17	247	11.2	50	6.3	36	9	14	3.5
志賀南北線	市立病院方面	5	11:13	84	2.8	7	67	3	17	2.1	8	2	9	2.3
志賀南北線	市立病院方面	6	12:16	240	8	18	185	8.4	55	6.9	23	5.8	32	8

志賀南北線	7	13:12	91	3	7	63	2.9	28	3.5	16	4	12	3
志賀南北線	8	14:16	110	3.7	9	89	4	21	2.6	13	3.3	8	2
志賀南北線	9	15:12	86	2.9	8	64	2.9	22	2.8	16	4	6	1.5
志賀南北線	10	16:16	115	3.8	12	83	3.8	32	4	10	2.5	22	5.5
志賀南北線	11	17:13	103	3.4	10	82	3.7	21	2.6	8	2	13	3.3
志賀南北線	12	※18:16	11	0.4	2	11	0.5	0	0	0	0	0	0
志賀南北線			1,986	66.2		1,630	74.1	356	44.5	204	51	152	38
志賀南北線	1	※8:34	38	1.3	4	38	1.7	0	0	0	0	0	0
志賀南北線	2	9:13	271	9	17	226	10.3	45	5.6	31	7.8	14	3.5
志賀南北線	3	10:34	89	3	7	60	2.7	29	3.6	20	5	9	2.3
志賀南北線	4	11:13	247	8.2	15	194	8.8	53	6.6	30	7.5	23	5.8
志賀南北線	5	12:34	86	2.9	8	70	3.2	16	2	7	1.8	9	2.3
志賀南北線	6	13:13	187	6.2	12	146	6.6	41	5.1	30	7.5	11	2.8
志賀南北線	7	14:34	90	3	8	72	3.3	18	2.3	11	2.8	7	1.8
志賀南北線	8	15:13	190	6.3	12	145	6.6	45	5.6	25	6.3	20	5
志賀南北線	9	16:34	192	6.4	14	167	7.6	25	3.1	14	3.5	11	2.8
志賀南北線	10	17:13	191	6.4	13	164	7.5	27	3.4	16	4	11	2.8
志賀南北線	11	18:13	114	3.8	10	93	4.2	21	2.6	8	2	13	3.3
志賀南北線	12	※19:34	25	0.8	3	25	1.1	0	0	0	0	0	0
志賀南北線			1,720	57.3		1,400	63.6	320	40	192	48	128	32
西坂線	1	7:00	39	1.3	5	34	1.5	5	0.6	4	1	1	0.3
西坂線	2	10:20	183	6.1	12	141	6.4	42	5.3	28	7	14	3.5
西坂線	3	13:40	34	1.1	4	25	1.1	9	1.1	3	0.8	6	1.5
西坂線	4	15:40	24	0.8	3	16	0.7	8	1	3	0.8	5	1.3
西坂線			280	9.3		216	9.8	64	8	38	9.5	26	6.5
西坂線	1	9:28	20	0.7	2	16	0.7	4	0.5	4	1	0	0
西坂線	2	12:43	108	3.6	8	89	4	19	2.4	9	2.3	10	2.5
西坂線	3	14:43	66	2.2	9	47	2.1	19	2.4	14	3.5	5	1.3
西坂線	4	17:43	27	0.9	5	19	0.9	8	1	4	1	4	1
西坂線			221	7.4		171	7.8	50	6.3	31	7.8	19	4.8
篠田桜が丘線	1	7:00	142	4.7	10	111	5	31	3.9	15	3.8	16	4
篠田桜が丘線	2	10:10	119	4	10	101	4.6	18	2.3	8	2	10	2.5
篠田桜が丘線	3	13:10	54	1.8	4	44	2	10	1.3	6	1.5	4	1
篠田桜が丘線	4	16:10	34	1.1	5	27	1.2	7	0.9	7	1.8	0	0
篠田桜が丘線			349	11.6		283	12.9	66	8.3	36	9	30	7.5
篠田桜が丘線	1	9:18	16	0.5	7	14	0.6	2	0.3	0	0	2	0.5
篠田桜が丘線	2	12:18	153	5.1	12	124	5.6	29	3.6	21	5.3	8	2
篠田桜が丘線	3	15:18	94	3.1	9	78	3.5	16	2	12	3	4	1

篠田桜が丘線	4	18:18	67	2.2	6	61	2.8	6	0.8	0	0	6	1.5
深山方面			330	11		277	12.6	53	6.6	33	8.3	20	5
篠田桜が丘線	1	8:35	121	4	9	101	4.6	20	2.5	15	3.8	5	1.3
黒谷線	2	10:35	137	4.6	10	108	4.9	29	3.6	19	4.8	10	2.5
黒谷線	3	13:55	32	1.1	5	17	0.8	15	1.9	7	1.8	8	2
黒谷線	4	16:55	79	2.6	7	72	3.3	7	0.9	4	1	3	0.8
黒谷線			369	12.3		298	13.5	71	8.9	45	11.3	26	6.5
黒谷和紙会館方面	1	7:50	38	1.3	4	36	1.6	2	0.3	1	0.3	1	0.3
黒谷和紙会館方面	2	9:50	69	2.3	6	56	2.5	13	1.6	10	2.5	3	0.8
黒谷和紙会館方面	3	13:10	90	3	6	66	3	24	3	13	3.3	11	2.8
黒谷和紙会館方面	4	16:10	101	3.4	6	74	3.4	27	3.4	11	2.8	16	4
黒谷和紙会館方面			298	9.9		232	10.5	66	8.3	35	8.8	31	7.8
西八田線	1	7:50	114	3.8	6	88	4	26	3.3	17	4.3	9	2.3
西八田線	2	9:30	137	4.6	14	105	4.8	32	4	23	5.8	9	2.3
西八田線	3	12:30	70	2.3	9	60	2.7	10	1.3	8	2	2	0.5
西八田線	4	15:30	20	0.7	2	16	0.7	4	0.5	1	0.3	3	0.8
西八田線			341	11.4		269	12.2	72	9	49	12.3	23	5.8
西八田線	1	8:40	19	0.6	3	11	0.5	8	1	5	1.3	3	0.8
西八田線	2	11:40	84	2.8	7	66	3	18	2.3	13	3.3	5	1.3
西八田線	3	14:40	45	1.5	3	34	1.5	11	1.4	5	1.3	6	1.5
西八田線	4	17:40	39	1.3	3	25	1.1	14	1.8	7	1.8	7	1.8
西八田線			187	6.2		136	6.2	51	6.4	30	7.5	21	5.3
紫水ヶ丘公園線	1	7:30	28	0.9	3	25	1.1	3	0.4	0	0	3	0.8
紫水ヶ丘公園線	2	9:00	45	1.5	5	44	2	1	0.1	1	0.3	0	0
紫水ヶ丘公園線	3	11:50	54	1.8	4	41	1.9	13	1.6	12	3	1	0.3
紫水ヶ丘公園線	4	14:50	29	1	3	24	1.1	5	0.6	4	1	1	0.3
紫水ヶ丘公園線	5	17:00	8	0.3	1	6	0.3	2	0.3	0	0	2	0.5
紫水ヶ丘公園線			164	5.5		140	6.4	24	3	17	4.3	7	1.8
紫水ヶ丘公園線	1	8:35	18	0.6	2	11	0.5	7	0.9	4	1	3	0.8
紫水ヶ丘公園線	2	11:25	68	2.3	7	57	2.6	11	1.4	5	1.3	6	1.5
紫水ヶ丘公園線	3	14:25	43	1.4	5	36	1.6	7	0.9	5	1.3	2	0.5
紫水ヶ丘公園線	4	16:35	56	1.9	4	50	2.3	6	0.8	5	1.3	1	0.3
紫水ヶ丘公園線	5	18:00	24	0.8	2	21	1	3	0.4	3	0.8	0	0
紫水ヶ丘公園線			209	7		175	8	34	4.3	22	5.5	12	3
			14,082	469.4		11,412	518.7	2670	333.8	1,611	402.8	1,059	264.8

令和4年度 乗車人員実績

別紙3

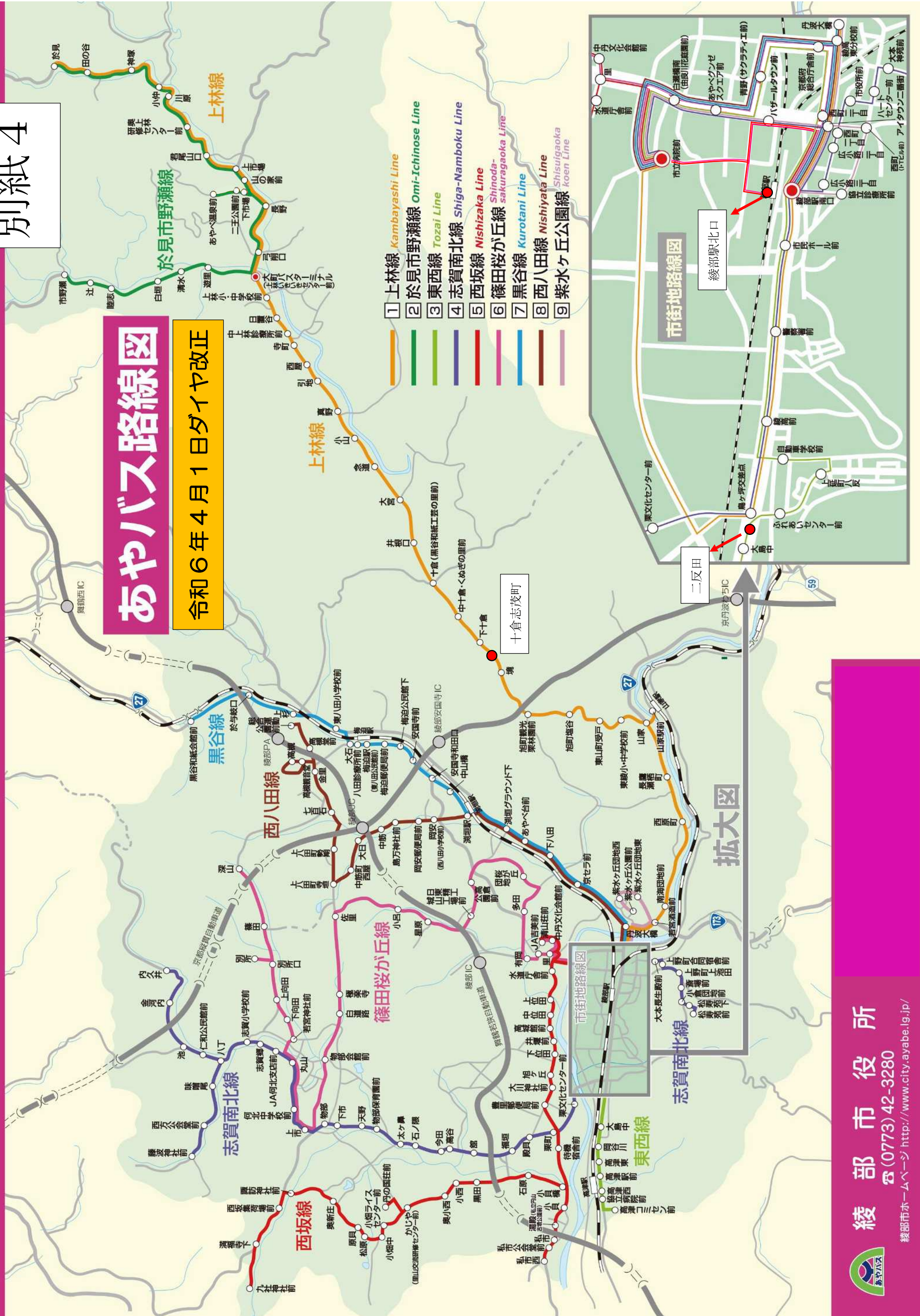
路線	【上林線】		【於見市野瀬線】		【東西線】		【志賀南北線】		【西坂線】		【藤田桜が丘線】		【黒谷線】		【西八田線】		【紫水ヶ丘公園線】		合計												
	市立病院方面	上林方面	大町方面	市野瀬方面	小計	大町方面	於見方面	小計	高津口方面	市立病院方面	志賀方面	松寿苑方面	志賀方面	小計	JR線方面	九社神社方面	小計	JR線方面		深山方面	小計	市立病院方面	黒谷方面	小計	市立病院方面	綜合運動公園方面	小計	紫水ヶ丘公園方面	紫水ヶ丘公園方面	小計	
4月	2,679	2,533	5,212	1,902	1,664	3,566	972	1,013	1,985	317	221	538	339	336	675	331	327	658	393	307	700	172	157	329	102	84	186	117	157	274	14,123
5月	2,718	2,608	5,326	1,891	1,664	3,555	929	970	1,899	314	240	554	360	348	708	389	384	773	403	289	692	184	163	347	143	105	248	122	148	270	14,372
6月	2,719	2,592	5,311	1,921	1,658	3,579	948	1,052	2,000	295	213	508	355	309	664	316	353	669	390	260	650	191	149	340	143	104	247	90	113	203	14,171
7月	2,541	2,345	4,886	1,786	1,461	3,247	907	954	1,861	288	185	473	355	317	672	330	355	685	378	261	639	181	155	336	142	105	247	91	101	192	13,238
8月	2,339	2,126	4,465	1,765	1,526	3,291	870	927	1,797	309	203	512	304	275	579	321	303	624	367	260	627	200	169	369	161	125	286	113	131	244	12,794
9月	2,646	2,571	5,217	1,961	1,687	3,648	940	1,014	1,954	300	204	504	325	293	618	313	270	583	293	245	538	171	163	334	163	133	296	124	148	272	13,964
10月	2,853	2,713	5,566	2,087	1,847	3,934	977	1,022	1,999	329	221	550	350	330	680	393	346	739	373	282	655	163	222	385	165	127	292	130	160	290	15,090
11月	2,756	2,499	5,255	2,021	1,630	3,651	969	1,022	1,991	296	232	528	354	342	696	334	319	653	331	229	560	177	184	361	154	123	277	150	185	335	14,307
12月	2,878	2,577	5,455	2,076	1,724	3,800	1,086	1,093	2,179	342	221	563	386	333	719	346	325	671	402	260	662	194	232	426	162	141	303	117	159	276	15,054
1月	2,232	2,038	4,270	1,672	1,462	3,134	751	806	1,557	244	160	404	304	304	608	237	236	473	286	187	473	123	168	291	114	101	215	76	109	185	11,610
2月	2,540	2,270	4,810	1,922	1,510	3,432	883	971	1,854	270	197	467	313	287	600	289	295	584	310	238	548	146	184	330	111	122	233	100	132	232	13,090
3月	2,713	2,491	5,204	1,940	1,579	3,519	950	1,033	1,983	312	220	532	351	346	697	335	352	687	363	234	597	165	200	365	148	139	287	137	162	299	14,170
令和4年度計	31,614	29,363	60,977	22,944	19,412	42,356	11,182	11,877	23,059	3,616	2,517	6,133	4,096	3,820	7,916	3,934	3,865	7,799	4,289	3,052	7,341	2,067	2,146	4,213	1,708	1,409	3,117	1,367	1,705	3,072	165,983

(人)

別紙 4

あやバス路線図

令和6年4月1日ダイヤ改正



綾部市役所

☎(0773) 42-3280

綾部市ホームページ <http://www.city.ayabe.lg.jp/>



## 運賃規程（令和6年4月1日から）

別紙5

### 1 運賃の種類

- ・普通片道運賃（大人）…一律運賃制（市街地コミュニティバス200円）  
区間制運賃（100円～500円）
  - ・こども片道運賃（中学生以下）…無料
- ※別紙5-1運賃表のとおり

### 2 運賃の減免

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護のために介護人（1人のみ）が乗車するとき減免する。ただし、手帳の提示を要する。
- ・大人…普通片道運賃×0.5

### 3 回数乗車券

- ・回数乗車券 … 11枚綴り（10枚分運賃）  
1,000円～4,000円
- ・障害者の割引… 回数乗車券×0.5

### 4 定期券

定期券の種類及び取扱いは次に掲げるとおりとし、乗車目的の限定は設けない。  
健康長寿定期65は全路線を乗り継ぎや乗り降りを自由とし、区間定期は券面に表示された通用区間内の乗り継ぎや乗り降りを自由とする。

《健康長寿定期65》

- ・1ヶ月：3,000円
- ※対象者：65歳以上

《区間定期》

- ・1ヶ月：普通片道運賃に40を乗じた額から30%を減じた額
  - ・3ヶ月：1ヶ月の通勤定期運賃に3を乗じた額から5%を減じた額
- ※対象者：制限無し  
※1,000円未満切り捨て

《区間定期（学割）》

- ・1ヶ月：普通片道運賃に40を乗じた額から50%を減じた額  
500円区間は、上記算出式から、更に20%を減じた額
- ※対象者：学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めがある各種学校の内、幼稚園及び小・中学校を除く学校の学生・生徒

### 【参考】

片道運賃	区間定期		
	区間定期		区間定期（学割）
	1ヶ月	3ヶ月	1ヶ月
100	2,000	5,000	2,000
200	5,000	14,000	4,000
300	8,000	22,000	6,000
400	11,000	31,000	8,000
500	14,000	39,000	



《障害者の割引定期》

- ・一般 区間定期運賃×0.7
  - ・学生・生徒 区間定期（学割）運賃×0.7
- ※100円未満については切り捨て  
※健康長寿定期65の障害者の割引定期は設定しない

《再発行》

- ・定期券の再発行に係る手数料は無料とする

《購入可能日》

- ・定期券の通用期間開始日の14日前から購入可能とする

《区間内の途中乗降について》

- ・指定した通用区間内における途中乗降は制限しない

《購入可能区間》

- ・購入可能区間に制限は設けない

《区間外への乗り越し》

- ・券面表示区間外への乗り越しについては、その不足額を加算する

5 1日乗車券

- ・同一料金区間内は、往復料金で乗り継ぎや乗り降りを自由とする。ただし、区間を越える場合はその不足額を加算する

6 乗車券類の払戻し

乗車券類の払戻しについては、次に規定する運賃又は料金を払戻すこととする。ただし、綾部市運転免許証返納者あやべ市民バス回数券等交付要綱に基づき交付された回数券及び健康長寿定期券については払い戻しを行わない。

- ・未使用の回数乗車券については、当該回数乗車券の購入額から、既使用券枚数を普通運賃に換算した額を控除した残額
- ・定期券については、通用期間前のものについてはその運賃額、通用期間内のものについては、通用期間の始めの日から払戻しの請求があった日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を定期券購入額から控除した残額

7 乗車券類の払戻し

乗車券類の払戻しに際しては、次の手数料を申し受ける。

- ・1日乗車券 100円
- ・回数乗車券 200円
- ・定期券 500円

8 割増運賃等

割増運賃等については下記のとおりとする。

- ・定期券をその通用期間満了後に使用したときは、券面表示の区間を通用期間満了の日の翌日からその事実を発見した日まで毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃及び同額の割増運賃額を申し受ける

9 その他

この運賃規定に定めのない事項については、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）の例による。

# 上林線運賃表

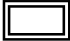
別紙5-1

※  内の区間内利用は表示通り(100円、200円)です。  
 ※障害者手帳を提示された場合は、運賃は半額です。

				200円区間	市立病院前 鳥ヶ坪交差点 綾高前 警察署前 市民ホール前 綾部駅南口 西町二丁目 綾高東分校前 丹波大橋 若宮酒造前 南海団地前 西原町 鷹栖町長瀬 山家 山家駅前 東綾小・中学校前 東山町受戸 旭町塩谷 旭町観光栗林園前
				200円区間	300円区間
				境 十倉志茂町 下十倉 中十倉・くぬぎの里前 十倉(黒谷和紙工芸の里前) 井根口 大宮	
		200円区間		300円区間	400円区間
		念道 小山 真野 引地 西屋 寺町 中上林診療所前 日置谷 上林小・中学校前 ●大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)			
100円区間				400円区間	500円区間
▲大町バスターミナル (上林いきいきセンター前) 弓削口 長野 山の家前 上市場 君尾山口 奥上林研修センター前 川原 小仲 神塚 田の谷 於見	300円区間				

※ 大町バスターミナルからの運賃は於見方面へは▲印、市立病院前方面へは●印で計算します。

# 於見市野瀬線運賃表

- ※  内の区間内利用は表示通り(100円、200円)です。  
 ※障害者手帳を提示された場合は、運賃は半額です。

100円区間	
大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)	大町バスターミナル (上林いきいきセンター前)
弓削口	遊里
長野	清水
あやべ温泉前	白垣
二王公園前	睦志
下市場	辻
山の家前	市野瀬
上市場	
君尾山口	
奥上林研修センター前	
川原	
小仲	
神塚	
田の谷	
於見	

## あやべ市民バス運行業務に係る企画提案仕様書

## 1. 業務名

あやべ市民バス運行業務（以下「本業務」という。）

## 2. 業務目的

本業務は、鉄道駅や公共機関へのアクセスなど、広く綾部市民の交通利便性の向上を図るため、綾部市（以下「本市」という。）と運行協定を締結し、路線バスの運行を行うものとする。

## 3. 運行期間

運行期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日とする。

なお、本業務は運行開始前より関係機関への許認可手続等、準備作業を実施しなければならない。

## 4. 業務内容

## (1) 運行計画

運行計画は、別紙1「運行計画」を基本とするが、利便性向上や運行効率を考慮のうえ提案するものとする。

## (2) 運行方法

道路運送法第4条に基づく、一般旅客自動車運送事業による路線定期運行とする。

## (3) 運行車両

運行に使用する車両は、車種は問わないが、各路線の乗車人員実績（別紙2及び3）を参考に必要な車両、台数を事業者が準備するものとする。

なお、運行車両については、車体を統一色とし、次の機能・設備を整備すること。

## ① 行き先の表示

車両前面（必須）および側面・背面（提案による）への行き先の表示（バス停名表示器データ）を行うこと。また、合わせて音声合成での案内も実施すること。表示方法については、電子式等を問わないが、綾部市が定めるバス路線番号を必ず表示すること。

経由地を表示する路線にあっては、経由地を通過後は経由地を表示しないよう変更すること。

## ② 車内アナウンス

乗客の安全確保および行き先や停留所名のアナウンスが行える設備を有すること。ただし、乗務員がアナウンスする場合は、乗客に

声が届く設備であればよい。

③ 運賃箱

乗客が運賃を支払うための設備を有すること。

④ 降車設備

降車ボタン等、乗客が乗務員に降車する意思を伝えることが可能な設備を有すること。

⑤ 車体掲示

あやべ市民バスの運行車両である掲示を車体外部に表示すること。マグネット板等でも対応可能とする。

⑥ バリアフリー設備

バリアフリーに関する諸規定に反しない車両であること。

ただし、運行地域の道路事情等により適応除外の車両を導入する場合にあっては、事前に本市と協議を行うものとする。

(4) 運行路線

別紙4のとおりとする。

(5) 利用料金（運賃）

別紙5「運賃規程」のとおりとする。

(6) 停留所

停留所の標識については、本市が準備し貸与する。

なお、受託事業者において待合所（大町バスターミナル）の施錠の開閉を行うこととする。

また、回転場（於見、内久井、藤波神社）及び停留所は受託事業者で適正な管理を行うものとする。

6. 運行経費

運行経費は、次の費用を基本として積算すること。

- (1) 人件費（運転者、運行管理者等業務に係るすべての人件費）
- (2) 車両管理費、修繕費、点検費
- (3) 減価償却費（車両、建物等）
- (4) 租税公課
- (5) 保険料（自動車損害賠償責任保険料等）
- (6) 管理費（建物等）
- (7) その他業務に必要な費用

## 7. 運行経費の負担

本業務に要する経費は、本市が負担する。また、本業務に係るバス車両の燃料費は、別途、実績により本市が負担する。

なお、運賃収入については、受託事業者が全額本市に納入するものとする。

## 8. その他

### (1) 運行

運行に当たっては、道路運送法等の関係法規及び通知等を遵守し、誠実に取り組むこととする。

また、安全管理を徹底するとともに、事故等を未然に防ぐよう努力すること。

### (2) 乗車券等の販売

本市が指定する回数乗車券・1日乗車券を運行車両内等で販売すること。

また、毎月の販売枚数及び販売金額を、本市が指定する期日までに報告すること。

### (3) 利用状況等の報告

受託事業者は、利用者数及び運賃収入の調査及び集計を毎日実施し、週毎に整理した後、翌週の第3開庁日までに、本市に書面又は電子データをもって報告することとし、報告の元となる書類については5年間整備保管すること。

### (4) 利用者数の調査

次に掲げるバス停について乗降者数の調査を全運行日において実施し、市に報告すること。

- ・上林線の山家駅前バス停
- ・西坂線の丹の国荘前バス停
- ・篠田桜が丘線の別所バス停
- ・西八田線の高槻バス停、高槻観音堂バス停、高槻堂前バス停
- ・西坂線、篠田桜が丘線の綾部駅北口バス停

### (5) その他

- ① 業務の実施に関する苦情については、全て受託事業者が誠意をもって対応すること。
- ② 業務が円滑に行えるよう万全の体制を整え、従事する者に対して必要な指導や教育を実施すること。
- ③ 必要に応じて、本市が指示した補助金等の申請を行うこと。
- ④ 運行開始日までに一般旅客事業者運送事業（乗合）の許可を受けていること。また、運行開始に必要な手続き等は遅滞なく確実に行うこと。なお、手続き等に係る費用は受託事業者が負担すること。
- ⑤ 万が一、事故等が発生した場合は、直ちに適切な対応を行うとともに、本市へ報告すること。

提出書類一覧

提出書類名		提出部数	内容・記載を要する事項等	備考
1	参加申込書	8部		様式1
2	企画提案書	8部	あやべ市民バス運行業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領を参照すること。 表紙を除いてA4、10ページ以内とする。	様式2 (表紙)
3	営業経歴書	8部	①企画提案書提出者 ②主たる事務所 ③営業年数 令和6年4月1日現在で、営業を開始した年月からの営業年数等を記入すること。 ④従業員数 職員数を職種別に記載すること。 (非常勤職員も含む。)	様式3
4	参考見積書	8部	1部は、押印したものを提出すること。 残り7部は、写し可とする。	任意 様式
5	消費税及び地方消費税納税証明書	1部	納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」については未納額のない証明用)の原本を提出すること。(写し不可)	
6	綾部市税完納証明書	1部	市内に本社、本店を有する者のみ提出すること。(写し不可)	
7	京都府税納税証明書	1部	京都府内に営業所がある者のみ提出すること。(写し不可)	
8	法人税又は所得税の納税証明書	1部	7の納税証明書を提出できない者のみ提出すること。(6の書類を提出する者は提出不要)(写し不可)	
9	履歴事項全部証明書	1部		

様式 1

参加申込書

あやべ市民バス運行業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて企画提案の参加申込を行います。

令和5年 月 日

(提出者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

(企画提案の担当者及び連絡先)

担当部署

職・氏名

T E L

F A X

メ ー ル

-----

受 付	令和5年	月	日	時	分
-----	------	---	---	---	---



様式 2

## 企 画 提 案 書

業 務 名 あやべ市民バス運行業務

履 行 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日

標記業務について、企画提案書を提出します。

綾部市長 山崎 善也 様

令和5年 月 日

(提案者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

様式 3

営 業 経 歴 書

(令和6年4月1日現在)

企画提案書 提出者	商号(名称) 代表者の職・氏名
	住所又は所在地 電話( ) 局 番
主たる事務所 (申請者と同一の場合 記入不要)	商号(名称) 代表者の職・氏名
	住所又は所在地 電話( ) 局 番

営 業 年 数	営 業 開 始 年 月	営 業 年 数	車 両 台 数	登 録 営 業 車 両 台 数
	年 月	年 月		台
従 業 員 数	全従業員数	うち 乗務員 の人数	うち 事務職 の人数	うち その他 ( ) の人数
	人	人	人	人

様式 4

質 問 書

令和5年 月 日

(提出先)

綾部市市民環境部市民協働課

商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 所属部署 \_\_\_\_\_  
 担当者：職・氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 F A X 番号 \_\_\_\_\_  
 メール(回答先) \_\_\_\_\_

あやべ市民バス運行業務に係る公募型プロポーザルに関して質問がありますので提出します。

質問項目 (区 分)	質問内容

※記入欄が不足する場合、複写又は行を追加して作成してください。

綾部市公告第107号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年9月21日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告108号

道路整備事業、市道綾部工業団地線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和5年9月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第505 70号   |
| (2) 工 事 名 | 市道綾部工業団地線舗装工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市高倉町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要  | L = 100m W = 7.4 ~ 7.6m<br>アスファルト舗装工 A = 749㎡<br>区画線工 L = 255m |
| (5) 予定工期  | 令和5年10月24日から<br>令和6年 3月 1日まで（130日間）                            |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級又はC等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年9月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は320円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年9月28日(木) 午前9時から午後6時まで

令和5年9月29日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年10月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年10月5日(木) から

令和5年10月6日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和5年10月10日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和5年10月16日（月）午前9時から午後6時まで  
令和5年10月17日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は10月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和5年10月18日（水）午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp



様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者			
1	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
2	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
3	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
4	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
5	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

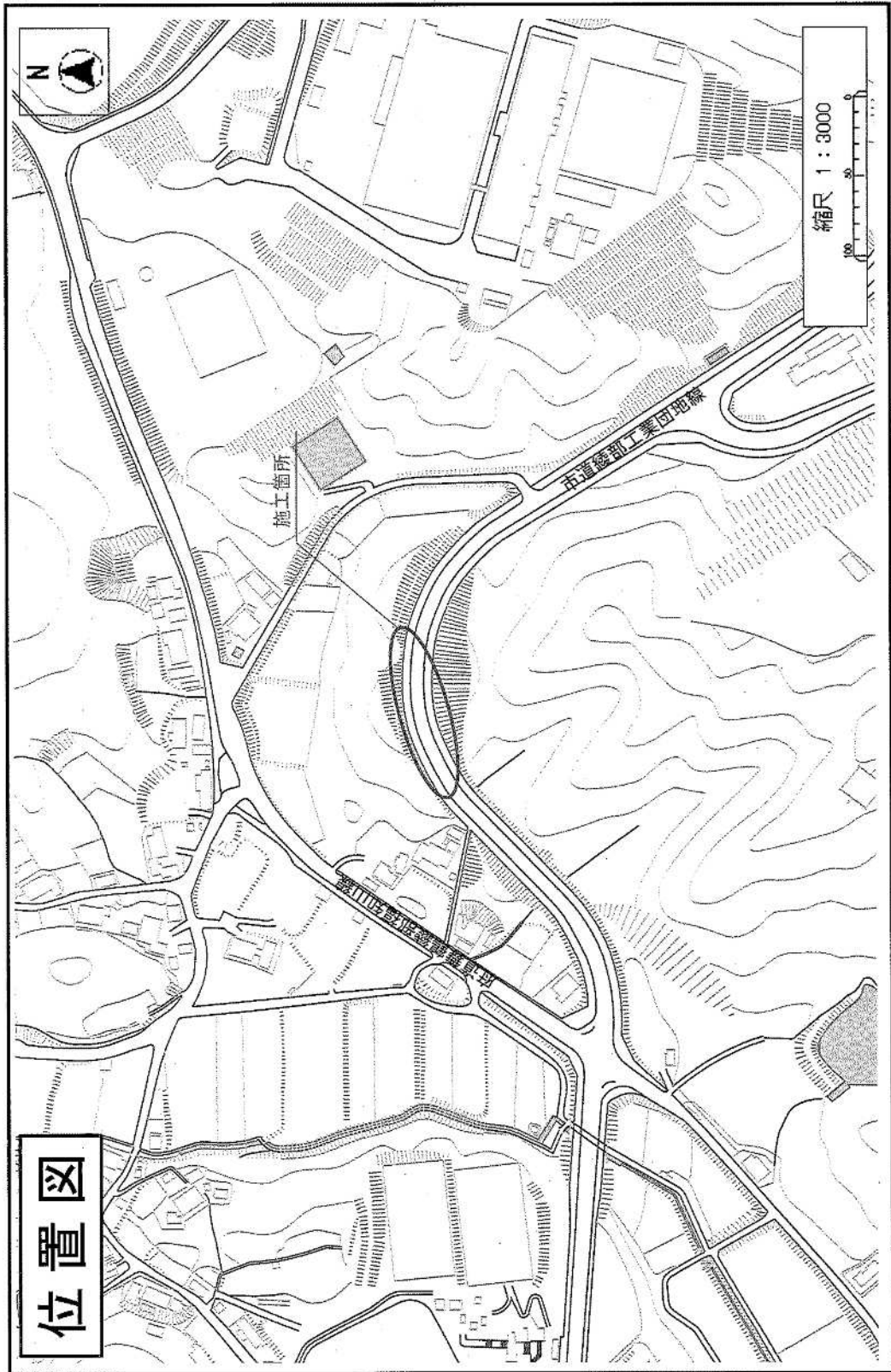
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
  - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第110号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により、農業経営基盤強化基本構想を変更したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、綾部市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想は、農政課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月28日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第 1 1 1 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 9 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)



綾部市図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年9月26日

綾部市教育委員会  
教育長 村上元良

綾部市教育委員会規則第5号

綾部市図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
施行期日を定める規則

綾部市図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年綾部市条例第21号）附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和5年11月25日とする。

綾部市教育委員会告示第15号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和5年度第7回（9月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和5年9月21日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和5年9月25日（月）13時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）